



令和3年経済センサス－活動調査 調査票の記入のしかた

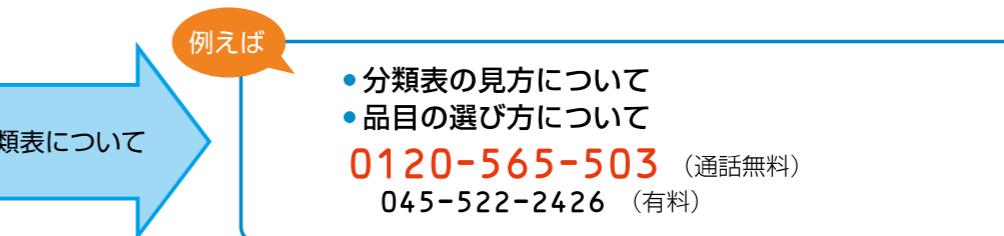
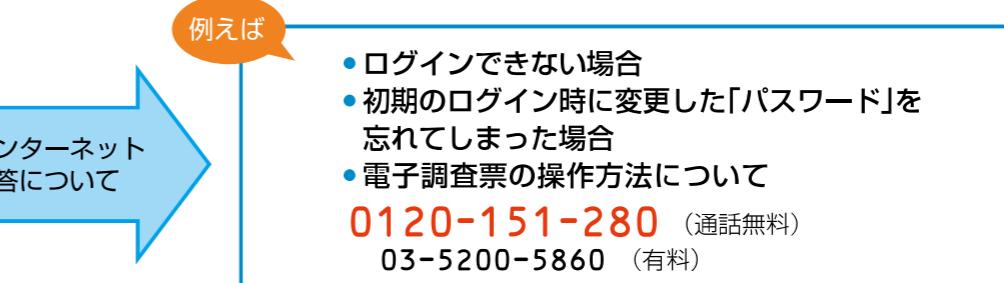
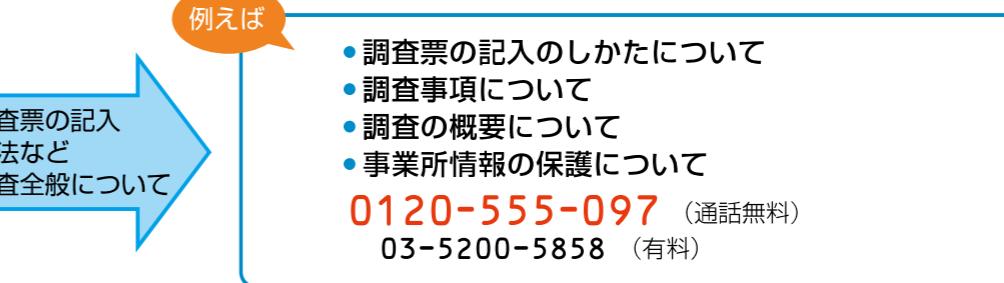
総務省
経済産業省

- ✓ この調査は令和3年6月1日現在で行う調査です。
- ✓ 調査票の記入にあたっては、本冊子を必ず参照してください。
- ✓ 調査票は、貴社の企業全体について記入する「企業(団体)調査票」と、貴社に属するすべての事業所について記入する「事業所調査票」があります。「事業所調査票」は、事業所単位の調査ですので**本社事業所を含む事業所ごとに**記入してください。
- ✓ 調査票には、令和2年10月以降に実施した「企業構造の事前確認」等の結果をもとに、事業所の名称・電話番号・所在地などがあらかじめ印字されています。
- ✓ 調査票は、**黒色のペン又はボールペン**で濃くはっきりと記入してください(摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください。)。
- ✓ 印字されている内容を訂正する場合は、**二重線で消して修正**してください。
- ✓ 調査票を提出する前に、記入もれや記入誤りがないか、もう一度ご確認ください。
- ✓ 「企業(団体)調査票」と「事業所調査票」のすべての調査票をご提出ください。
- ✓ 調査票の記入内容について、後日おたずねさせていただく場合があります。

コールセンターのご案内

お問い合わせの内容に応じ、専用の窓口をご用意しています。

おかげ間違いないよう、お願いいたします。



受付時間

〈平日〉

午前9時
～
午後6時

※ IP電話などフリーダイヤルに接続できない場合は、有料の番号からお問い合わせください。

索引

業種分類と調査票の対応について	1ページ
事業所とは	2
事業所の区切り方について	3
よくあるご質問	【QA】-1

企業(団体)調査票の項目		事業所調査票の項目	
名称及び電話番号	5	事業所の名称及び電話番号	26
所在地	5	事業所の所在地	27
経営組織	5	15 この場所での事業所の開設時期	27
法人番号	5	この事業所の従業者数	28
企業(団体)全体の常用雇用者数及び支所等数	5	この事業所の主な事業の内容	30
企業全体の主な事業の内容	4	20 本所等の別	31
政治団体、宗教の種類	4	事業所の売上(収入)金額	31
消費税の税込み記入・税抜き記入の別	10	事業別売上(収入)金額	31
企業(団体)全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目	10	15 農業、林業、漁業の収入の内訳	[15]-1
企業(団体)全体の事業別売上(収入)金額	12	16 費用総額及び給与総額	[16]-1
商品売上原価	18	生産数量及び生産金額	[16]-1
年初及び年末商品手持額	19	17 人件費及び人材派遣会社への支払額	[17]-1
設備投資の有無及び取得額	19	原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額	[17]-2
自家用自動車の保有台数	19	有形固定資産	[17]-3
土地・建物の所有の有無	19	17 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額	[17]-6
資本金等の額及び外国資本比率	18	17 製造品出荷額、在庫額等	[17]-5
建設、サービス収入の内訳	20	17 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合	[17]-8
物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高	23	17 主要原材料名	[17]-8
業態別工事種類	24	17 工業用地及び工業用水	[17]-8
		17 作業工程	[17]-7
		17 備考	[17]-7

〈索引の見方〉

調査項目名	掲載ページ								
名称及び電話番号	5								
所在地	5								
経営組織	5								
法人番号	5								
企業(団体)全体の常用雇用者数及び支所等数	5								
企業全体の主な事業の内容	4								
政治団体、宗教の種類	4								
消費税の税込み記入・税抜き記入の別	10								
13									
〈掲載イメージ〉									
 経済センサス・活動調査 政府統計									
[13] 企業調査票									
<ul style="list-style-type: none"> ・この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。 ・秘密の保護には万全を期していますので、あらゆる情報を記入してください。 ・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われるかもしれません。 ・インターネットでご回答いただく場合は、別途お配りした「インターネット回答利用ガイド」をご覧ください。 ・『説明書』の記入のしかたを参照して記入してください。 									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">市区町村コード</td> <td style="width: 33%;">調査区番号</td> <td style="width: 33%;">事業所番号</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> </table>		市区町村コード	調査区番号	事業所番号	*	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
市区町村コード	調査区番号	事業所番号	*						
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input checked="" type="checkbox"/>						
令和3年6月1日 総務省・経済産業省									
[13] フォーム登録									
プリガバ									

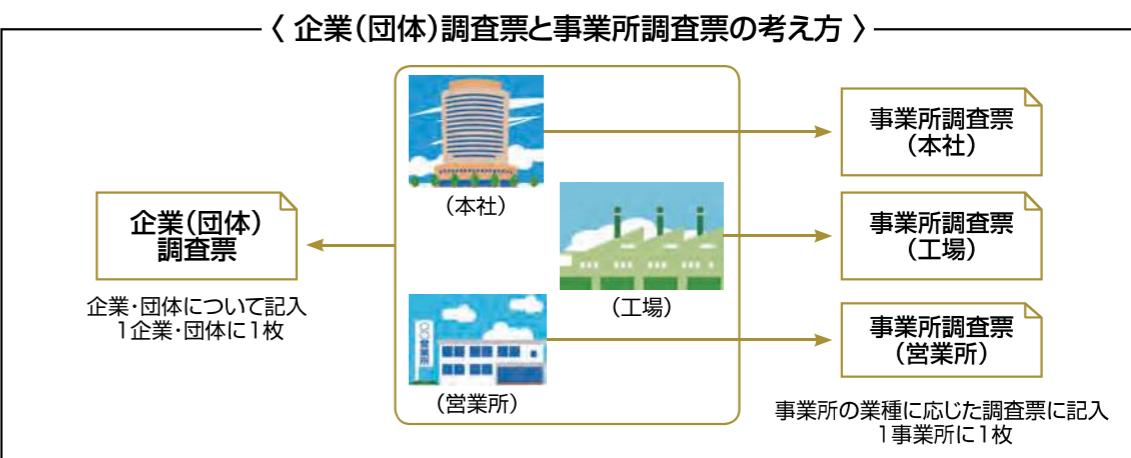
業種分類と調査票の対応について

お配りした調査票の種類は、令和2年10月以降に実施した「企業構造の事前確認」等の結果をもとに配布させていただいたものです。企業全体を記入していただく「**企業(団体)調査票**」と本社・支社等の事業所ごとの情報を記入していただく「**事業所調査票**」の2種類があります。業種分類と調査票の対応につきましては、下表を参照してください。

- ◆ 事業所の調査票が足りない場合や事業所・企業の業種が異なる場合は、下表と2、3ページの「事業所とは」、「事業所の区切り方について」をご確認の上、コールセンターにお問い合わせください。

【業種分類・調査票対応表】

業種分類	調査票の種類			
	番号	企業(団体)調査票	番号	事業所調査票
農業、林業	【13】企業調査票		【15】	事業所調査票(農業、林業、漁業)
漁業			【16】	事業所調査票 (鉱業、採石業、砂利採取業)
鉱業、採石業、砂利採取業			【17】	事業所調査票(製造業)
製造業			【18】	事業所調査票(卸売業、小売業)
卸売業、小売業			【19】	事業所調査票(建設業、サービス業)
建設業				
電気・ガス・熱供給・水道業				
情報通信業				
運輸業、郵便業				
金融業、保険業				
不動産業、物品販貸業				
学術研究、専門・技術サービス業				
宿泊業、飲食サービス業				
生活関連サービス業、娯楽業				
教育、学習支援業				
医療、福祉				
複合サービス事業				
サービス業(他に分類されないもの) (政治団体、宗教を除く)	【14】団体調査票(政治団体、宗教)		【20】	事業所調査票(政治団体、宗教)
サービス業(他に分類されないもの) (政治団体、宗教)				



事業所とは

ここでいう事業所とは、物の生産や販売、サービスの提供などの経済活動が

- ① 単一経営主体のもと(グループ企業は含めません)で
- ② 一定の場所を占めて
- ③ 従業者と設備を有し
- ④ 繙続的に行われているもの

をいいます。

同じ組織であっても、**場所が異なる場合は、「場所ごと」にそれぞれ別の事業所とします。**

管理事務や補助的な経済活動を行っている場合も、事業所に含めます。

◆ 事業所の例



など

◆ 本所・本社・本店(本社等)とは

他の場所に同一経営の支社等があって、経営全体を統括している事業所をいいます。

○ 同一経営主体となる例

- ・フランチャイズ・チェーン事業の本部と直営店
- ・フランチャイズ・チェーンの加盟店を経営する事業主(企業)が経営するすべての店舗など

× 同一経営主体とならない例

- ・フランチャイズ・チェーン事業の本部と加盟店(別経営)
- ・親会社と子会社・関連会社などのグループ企業の事業所
- ・百貨店やスーパーなどと消化仕入(売上仕入)契約を結んで、出店している売場

◆ 支所・支社・支店(支社等)とは

本社等の統括を受けている事業所のうち、従業者を有し、事業活動が行われている場所をいい、「支所・支社・支店」のほか、営業所、出張所、工場、配送センターなどもいいます。

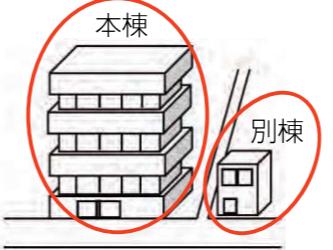
事業所とする例、事業所としない例

- 他の会社など別経営の事業所から派遣されている人の中で貴社の事業活動が行われている場合も、貴社の事業所とします。
- 貴社が他社から業務を請負って、他社の工場などの中に、一定の場所を占めて業務を行っている場合、その部分は貴社の事業所とします(指定管理者制度により施設管理を受託しているような場合も同様です。)。
- × ビルやダムなどの建設現場にある詰所等は、事業所とはしません(管理している建設会社の事業所に含めます。)。
- × マンションの管理人室や、テナントなどが入居するビルの管理人室は、場所が離れていても、原則として別の事業所とはしません(それらを管理している管理会社などの事業所に含めます。)。
- × 国及び地方公共団体などの行政機関に在駐している記者クラブは、単一の事業所とはしません(管理している報道機関などの事業所に含めます。)。また、空港など行政機関以外に在駐している場合も、特段の報道機材を持ち込んでいなければ事業所とはしません。
※マンションやテナントなどが入居するビルの管理人室、行政機関に在駐している記者クラブが1事業所として調査票が配布されていた場合には、当該事業所調査票の「この事業所の主な事業の内容」欄に「管理人室」、「記者クラブ」と記入してください。

事業所の区切り方について

- ① 事業所は、原則として、場所(同一区画)ごとに、それぞれ別の事業所としますので、道路を隔てた別棟において事業を行っている場合は、それぞれ別の事業所とします。
- ② 同じ建物でも入口が完全に異なっている場合は、別の場所にあるものとみなして、それぞれ別の事業所とします。
- ③ ただし、近接していて、経営諸帳簿が一緒に分けることができない場合は、1つの事業所とします。
※経営諸帳簿とは、賃金支払台帳、売上台帳、現金出納帳、出勤管理簿などをいいます。

① 本棟と別棟は、それぞれ
別の事業所



② 入口が異なっているので
それぞれ別の事業所



③ 経営諸帳簿が一緒に分けることができないので
1つの事業所



・同一ビルの中に同一会社の本社と支社、営業所などがある場合は、それぞれを別の事業所とします。
※部や課などの単位で1つの事業所とはしません。

・また、本社、支社などが複数階にまたがる場合でも、階では区切らずに、本社、支社などの単位ごとに1つの事業所とします。
※部や課などの単位で1つの事業所とはしません。



この例の場合、
A社の事業所は3つ
(本社、支社、営業所)
B社の事業所は1つ
C社の事業所は1つ
となります。



この例の場合、
A社の事業所は3つ
(本社、支社、営業所)
B社の事業所は1つ
C社の事業所は1つ
となります。

区切り方の特殊な例

● 鉄道などによる運輸業は、管理責任者のいる場所ごとに別々の事業所とします。

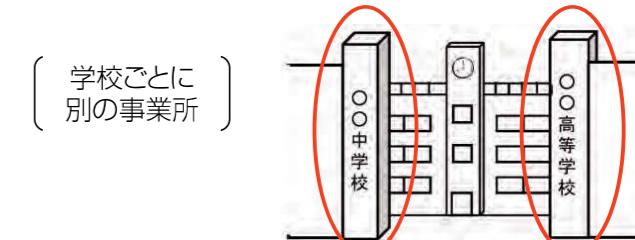
・鉄道業で、同一構内に、駅、車掌区、保線区、電力区などがある場合は、それぞれ別の事業所とします。

ただし、駅長、区長など管理責任者の置かれていない機関は、そこを管理する責任者などのいる事業所に含めて1つの事業所とします。



● 同一区画に高校と中学校など2つ以上の学校がある場合は、学校の種類ごとに別々の事業所とします。

また、大学に併設されている附属病院や研究所も、それぞれ別の事業所とします。ただし、大学の複数の学部学科が同一のキャンパス内にある場合については、1つの事業所とします。



● テナントとして出店している場合は、出店元の企業の事業所とします。

ただし、百貨店などと消化仕入(売上仕入)の契約を結んで、出店している売場については、出店先の百貨店に含まれるため、出店元の企業の事業所とはしません。

[13] 企業調査票 [14] 団体調査票（政治団体、宗教） 第1面

[13] 企業調査票

[14] 团体調査票（政治団体、宗教）

記入欄に印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

フリガナ ケイサイタロウ 記入者氏名 経済 太郎 部署名 経営企画部 電話番号 (××) xxxx - xxxx (内線:)	
① 名称及び電話番号 ● 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ● 法人の場合は、登記上の名称を「正式名称」欄に記入してください。 ● 屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。	
② 在所在地 ● 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ● 企業本所の所在地を記入してください。 ● 他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。	
正式名称 株式会社 統計商店 株式会社 SHOP統計 通称名 1 電話番号 (代表) (××) xxxx - xxxx 郵便番号 162-0066 都道府県名 東京都 市区町村名 新宿区 町丁・字・番地・号 若松町3丁目2番1号 ビル・マンション名等 (階・号室まで記入してください) ③ 若松第3ビル 1階	
③ 経営組織 ● 経営組織の○印込みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ○印込みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。 ● 会社以外の法人・財団・団体法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等	
④ 法人番号 ● 指定されている法人番号13桁を記入してください。不明な場合、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト(国税庁法人番号公表ウェブサイト)により確認できます。	
⑤ 企業全体の常用雇用者数及び支所等数 ● 工場、営業所などや従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。	
⑥ 企業全体の主な事業の内容 ● 印字されている場合、内容に変更があれば、二重線で消して修正してください。 ● 「調査票の記入のしかた」6~9ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。	
(1) 主な事業の内容 (2) 生産品、取扱商品又は営業種目 ① 酒類、飲食料品の卸売 ② 酒類の卸売収入 ③ 飲料品の卸売収入 ④ 食料品の卸売収入 ⑤ ⑥ 国内 50 人 海外(現地法人を除く) 0 人 ⑦ 支所等数 3 事業所 0 事業所 ⑧ ⑨	

6 企業全体の主な事業の内容 ※[13]企業調査票のみ

- ⑧ 「(1)主な事業の内容」の記入にあたっては、6~9ページの記入例を参考にできるだけ詳しく記入してください。
- 支所・支社・支店を含めた企業全体の主な事業内容を記入してください。
- 企業全体の主な事業の内容は、会社の定款に記載されているものとは関係なく、実際に行っている主な事業について記入してください。
- 複数の事業を行っている場合は、令和2年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額が最も多い事業を記入してください。
- 商品の販売、賃貸等を行っている場合は、主に何を販売しているか、又は何を賃貸しているかがわかるように記入してください。
- ⑨ 「(2)生産品、取扱商品又は営業種目」には、「(1)主な事業の内容」について、具体的な生産品、取扱商品、サービスの営業内容などを売上(収入)金額の多いものから3項目記入してください。(記入例は6~9ページを参照してください。)

⑥ 政治団体、宗教の種類 ● ○印込みの印字がない場合は、右表の中から、該当する番号を選択し、○で囲んでください。	
政治団体 ① 政治団体 ② 神道系宗教 ③ 仏教系宗教 ④ キリスト教系宗教 ⑤ その他の宗教	宗教 ① 政治団体 ② 神道系宗教 ③ 仏教系宗教 ④ キリスト教系宗教 ⑤ その他の宗教

6 政治団体、宗教の種類 ※[14]団体調査票(政治団体、宗教)のみ

◆ 該当する番号を1つ○で囲んでください。

1 名称及び電話番号

- ① 名称は、略称ではなく**正式名称**(法人の場合は登記上の名称)を記入してください。

記入上の注意

- ✓ 「通称名」欄には屋号などを記入してください。
- ✓ フランチャイズ・チェーン店の場合には、チェーン店の名称・店舗名を「通称名」欄に記入してください。
- 正式名称に変更がある場合は、「フリガナ」欄にも変更後の正式名称を**カタカナ**で記入してください。英数字、ひらがな、カタカナなどの漢字以外の部分についても**フリガナ**を記入してください。ただし、「株式会社」などの法人の種類を示す部分のフリガナは記入不要です。

2 所在地

- ② 本所・本社・本店等で固有の郵便番号を持っている場合は、その郵便番号を記入してください。

- ③ 本所・本社・本店等がビルなどの中にある場合は、「ビル・マンション名等」欄に**そのビルの名称と入居している階(マンションの場合は、号室まで)**を記入してください。

3 経営組織

- ④ 「外国の会社」とは、外国に本所がある会社の国内支所の場合をいいます。
外国の資本が参加している、いわゆる「外資系の会社」は「外国の会社」には該当しません。

4 法人番号

- ⑤ 13桁の法人番号を記入してください。**マイナンバー(個人番号)は絶対に記入しないでください。**

5 企業全体の常用雇用者数及び支所等数

6 常用雇用者数

- 令和3年6月1日現在で支所・支社・支店を含めた企業全体の常用雇用者数を国内と海外(現地法人を除く)に分けて記入してください。

- 常用雇用者がいない場合は「0」と記入してください。

7 支所等数

- 令和3年6月1日現在で所有する本所・本社・本店以外の支所・支社・支店、営業所、工場、出張所などの事業所数を国内と海外(現地法人を除く)に分けて記入してください。
- 国内と海外のいずれか一方だけに「支所・支社・支店」がある場合には、もう一方の「支所・支社・支店」数は「0」と記入してください。
- 支所等には、支所・支社・支店だけでなく工場、営業所、出張所、配送センター、海外駐在員事務所などのほか、従業者のいる倉庫や管理人のいる寮なども含めます。ただし、建築現場や建設業における現場事務所は支所には含めません。詳しくは、2ページの「事業所とは」をお読みください。

《常用雇用者とは以下のいずれかに該当します》

- 期間を定めずに雇用している人
- 1ヶ月以上の期間を定めて雇用している人

《以下については、「支所・支社・支店」に該当しませんので、「支所等数」には含めません》

フランチャイズ・チェーンなどの加盟店

- フランチャイズ方式の加盟店など、経営者が本部の経営者と別の場合(ただし、加盟店の経営者が複数の店舗を所有している場合、その所有している店舗は、加盟店の経営者にとっては、「支所・支社・支店」となります。)

消化仕入(売上仕入)

- 百貨店やスーパー・マーケットなどと消化仕入(売上仕入)の契約を結んで、出店している売場

子会社・関連会社

- 子会社や海外現地法人、関連会社などのグループ企業の事業所

その他

- ATMやコインランドリーなどの無人の店舗
- ボランティアなど、無給の従業者のみで事業を行っている場合
- 建築現場や建設業における現場事務所など

【13】調査票「⑥ 企業全体の主な事業の内容」の記入例

◆ 本社などで、管理事務を行っている場合

・主として企業全体や配下の支所の管理事務を行っている場合は、「管理事務」と記入するとともに、管理下の全事業所を通じた全体の主な事業の内容を記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
管理事務	①自動車
(自動車製造)	②
	③

◆ 飲食サービス業の場合

・特定の料理を提供している場合は、**提供している飲食料品の種類がわかるように**、「天ぷら料理店」、「イタリア料理店」、「中華料理店」、「焼肉店」、「そば・うどん店」、「すし店」、「ハンバーガー店」などのように記入してください。

単に「飲食業」「飲食店」「レストラン」のみ記入しないようにしてください。

・客の注文に応じてその場で調理しているのか、作り置きの商品を販売しているのか、その旨を記入してください。

・店内(フードコートを含む)で飲食が可能か又は持ち帰り専門か若しくは配達専門かがわかるように記入してください。

・各種の料理を提供している場合は、「一般食堂」、「大衆食堂」、「ファミリーレストラン(各種料理)」などのように記入してください。

・主として酒を提供している場合は、「居酒屋」、「バー」、「キャバレー」、「ナイトクラブ」などのように記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
天ぷら料理店	①天ぷら
	②刺身
	③ビール

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
持ち帰りすし店 (注文を受けて調理)	①にぎり
	②海鮮丼
	③

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
ピザの宅配 (注文を受けて調理)	①ピザ
	②パスタ
	③グラタン

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
一般食堂	①日替わりランチ
	②カレーライス
	③親子丼

◆ 商品を販売している場合

・調理済み弁当などを小売している場合は、「〇〇の小売(調理済み)」と記入してください。

・取り扱っている商品名と、卸売か小売かの別を記入してください。

・商品を製造して小売りしている場合は、「〇〇の製造小売」と記入してください。

・自ら製造を行わず、下請業者に製造(加工)させて、この事業所(自社)の製品として卸売している場合は、「〇〇の卸売」と記入してください。

・主に各種食料品を小売している場合は、「各種食料品の小売」と記入し、店の種類(コンビニエンスストア、スーパーなど)を付け加えてください。

・製造販売で、卸売と小売の両方を行っている場合は、「〇〇の製造小売」などと、どちらが主な方かがわかるように記入してください。

・店舗を持たず、専らカタログ、テレビ、インターネット等の通信販売により、商品を小売している場合は、「〇〇の通信販売(無店舗)」と記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
弁当の小売 (調理済み)	①からあげ弁当
	②幕の内弁当
	③しょうが焼き弁当

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
パソコン等の機械器具の卸売	①パソコン
	②プリンター
	③コピー機

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
各種食料品の小売 (コンビニエンスストア)	①弁当
	②飲み物
	③菓子

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
婦人服の通信販売 (無店舗)	①婦人服
	②婦人靴
	③

◆ 物品を製造(加工)している場合

・何を作っているのか(生産品の名称)、何から作っているのか(材料)、製品の用途、製造の方法などがわかるように記入してください。

・機械器具やプラスチック製品などを製造している場合は、その用途を記入してください。

・製造販売で、卸売と小売の両方を行っている場合は、「〇〇の製造卸売」などと、どちらが主な方かがわかるように記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
革製手袋の製造	①ゴルフ用
	②野球用
	③防寒用

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
魚肉加工品の製造卸	①かまぼこ
	②ちくわ
	③

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
電化製品用 プラスチック製品の製造	①テレビ用筐体
	②電話機筐体
	③電気掃除機筐体

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
電子デバイス製造	①集積回路
	②液晶パネル
	③

◆ 土木・建築・設備工事を行っている場合

建築物の種類や工事の内容がわかるように記入してください。

・工事の内容については、建築物や土木施設の工事全体を行うか、そのうちの一部の工事を請け負っているか、フレハブ工法で行うかなどがわかるように記入してください。また、一部の工事を請け負っている場合は、請負内容を記入してください。

・土木工事を行っている場合は、舗装工事か、それ以外の工事がわかるように記入してください。

・住宅設備機器等の施工を行っているほか、それらの販売も行っている場合は、どちらが主な方かがわかるように記入してください。

・設備工事を行っている場合は「電気」「給排水・衛生設備」「空調・換気」「ガス」「通信(電話等)」「消火設備」など工事を行っている設備がわかるように記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
木造住宅の建築の一式請負	①木造住宅
	②
	③

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
道路などの舗装工事の一式請負	①道路の舗装
	②駐車場の舗装
	③

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
風呂などの住家設備機器の卸売及び取付工事(卸売が主)	①風呂の浴槽
	②システムキッチン
	③洗浄機付きトイレ

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
建物の外壁の吹付塗装	①オフィスビル
	②マンション
	③モルタル住宅

◆ 倉庫の場合

・低温装置を施した倉庫を所有している場合は、その旨を記入してください。

・店舗、工場などの自家用の倉庫の場合は、その店舗、工場などの主な事業の内容と自家用の倉庫であることがわかるように記入してください。

単に「物流」「ロジスティクス」のみ記入しないようにしてください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目

<tbl_r cells="2"

【13】調査票「⑥ 企業全体の主な事業の内容」の記入例(つづき)

◆ 労働者(人材)の派遣などを行っている場合

・「労働者派遣」、「職業紹介業」又は「業務請負」のいずれかがわかるように記入してください。なお、「業務請負」の場合は、請け負っている内容がわかるように記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
労働者派遣業	① 事務員
	② ソフトウェア開発
	③
職業紹介業	① 営業スタッフ
	② 事務スタッフ
	③
業務請負	① 自動車(新車)塗装請負
	② 携帯電話組立請負
	③

◆ 宿泊施設の場合

・施設の種類がわかるように、「旅館」、「ホテル」、「簡易宿泊所」、「カプセルホテル」、「ユースホステル」などと記入してください。
 ・民宿の場合は、営業許可の種類(旅館・ホテル・簡易宿泊所)を記入してください。
 ・民泊の場合、「住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業」、「国家戦略特別区域法に基づく外国人滞在施設経営事業」、「旅館業法に基づく簡易宿所」のように、どの法律に基づく民泊かがわかるように記入してください。また民泊の仲介、家主より委託され管理を行っている場合は、その旨を記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
ホテル	① 結婚式
	② 宿泊
	③ レストラン

◆ 病院、医院などの場合

・専門の科名と病床数を記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
診療所(病床数15)	① 内科
	② 小児科
	③

◆ 手技などによる施術を行っている場合

・主に療術を行う場合は、施術の内容とともに、療術であることがわかるように記入してください。
 ・主に美容・瘦身を目的とするエステティック業の場合は、「エステティック業」、「エステティックサロン」などと記入してください。
 ・主に心身の緊張を弛緩させるための手技による施術を行う場合は、「リラクゼーション業(手技を用いるもの)」と記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
ヘッドセラピー (心身の緊張を弛緩)	① ヘッドセラピー
	②
	③
エステティック業	① 美顔
	② 瘦身
	③ アロマオイルトリートメント
リラクゼーション業 (手技を用いるもの)	① 手技によるボディケア
	② 手技によるフットケア
	③ 手技によるハンドケア

◆ 保険を扱っている場合

・扱っている保険の種類(生命保険、火災保険など)がわかるように記入してください。
 ・代理店の場合は、その旨を記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
生命保険業	① 生命保険
	②
	③
保険代理店	① 生命保険
	② 自動車保険
	③

◆ 研究所の場合

・どのような内容の研究を行っているかがわかるように記入してください。
 ・製品(商品)の開発試験を行っている場合は、その研究内容を記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
研究所	① 経済学
	② 社会学
	③
研究所	① 抗がん剤
	②
	③

◆ 福祉事業を行っている場合

・児童福祉、老人福祉、障害者福祉など、サービスを提供する対象がわかるように記入してください。また、施設の種類がわかるように記入してください。
 ・1か所で、複数の施設を経営している場合は、主な施設の種類がわかるように記入してください(同じ場所であっても、他者が経営している事業所は除きます)。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
老人デイサービスセンター	① デイサービス
	② 訪問介護
	③ 居宅介護支援
介護老人保健施設	① 療養
	② リハビリ
	③
グループホーム (障がい者を対象)	① 生活支援
	②
	③
高齢者複合福祉施設	① 特別養護老人ホーム
	② 認知症老人グループホーム
	③ 老人デイサービス

◆ 宗教活動を行っている場合

・宗教活動を行う事業所は、仏教系、神道系、キリスト教系などの種類がわかるように記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
宗教活動(仏教系)	①
	②
	③

◆ 学校、塾などの場合

・洋裁学校、外国語学校などの場合は、専修学校又は各種学校の認可を得ているか否かの区別がわかるように記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
外国語学校(専修学校)	① 英語
	② フランス語
	③ スペイン語

◆ 認定こども園の場合

・認定こども園の場合は、**類型(「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」)**があり、その類型がわかるように記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
幼保連携認定こども園	① 教育・保育・子育て支援
	②
	③

◆ 墓石の製造販売を行っている場合

・墓石の製造販売は卸売と小売の別がわかるように記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
墓石の製造小売	① 墓石の小売
	②
	③

◆ 広告業を行っている場合

・広告を行う事業者は、広告業又は広告代理業と記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
広告業	① テレビ広告
	② 新聞広告
	③ 雑誌広告

◆ 広告の制作のみを行っている場合

・どのような広告を制作しているかがわかるように、「折込広告制作業」、「新聞広告制作業」、「テレビコマーシャル制作業」、「広告デザイン制作業」などのように記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
新聞広告制作業	① 新聞
	② 雑誌
	③

◆ 設計業を行っている場合

・土木・建築の設計か、機械の設計か、何の設計を行っているかがわかるように記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
建設設計監理業	① 設計監理
	②
	③

◆ パチンコ景品

[13] 企業調査票 [14] 団体調査票（政治団体、宗教） 第1面（つづき1）

7 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- ◆ [8]欄「企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目」（※[14]調査票は[8]欄「団体全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目」）以降はできる限り「税込み」で記入してください。（ただし、税込みで記入できない場合は、「税抜き」で記入してください。）
- ◆ 「税込み」か「税抜き」について、選択した記入方法を1つ○で囲んでください。

8 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目 「会社などの場合」

※[14]調査票は項目「8 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目」

- ◆ この項目は、「損益計算書」などをもとに記入してください（各項目の内容は、下表を参照してください。）。会社以外の法人については、「正味財産増減計算書」、「事業活動収支計算書」などをもとに記入してください。なお、別途「損益計算書」を作成している場合は「損益計算書」の該当金額も含めて記入してください。

項目	会社		会社以外の法人
	金融業・保険業以外	金融業・保険業	
① 売上(収入)金額	<ul style="list-style-type: none"> 農業・林業・漁業による事業収入額、鉱產品売上高、製造品売上高、加工賃収入額、卸売・小売売上高、医業収入額、サービス営業収入(収益)額、完成工事高等、会社の事業活動によって得た収入額を記入してください。 有価証券、土地・建物・機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入、給付金や補助金は含めません。 	<ul style="list-style-type: none"> 経営収益事業収益等、事業活動によって得た収入額のほか、別会計で経理する事業収入がある場合は、その事業収入も含めて記入してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 経常収益を記入してください。 <p>※「宗教」については、宗教法人法第6条第2項に規定する公益事業以外の事業に係る収入（例：駐車場収入、借地・借家等の収益事業の収入）を記入してください。</p>
② 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)	<ul style="list-style-type: none"> 売上(収入)金額に対応する費用総額（売上原価+販売費及び一般管理費）を記入してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 経営費用等、事業活動を行うためにかかった費用を記入してください。 	
③ うち売上原価	<ul style="list-style-type: none"> 費用総額のうち売上原価について記入してください。売上原価とは会社の主たる事業活動による収益を獲得するために直接かかった原価部分で、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費など（売上原価に含まれるもの）の合計になります。 	<ul style="list-style-type: none"> 記入不要です。 	
④ 給与総額	<ul style="list-style-type: none"> 売上原価（人件費、製造原価に含まれる労務費）、販売費・一般管理費に含まれるものと記入してください。 役員（非常勤を含む）及び従業者（臨時雇用者を含む）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、役員賞与（賞与引当金総額を含む）、労務費、給与、賞与（賞与引当金総額を含む）、手当、賃金等）の総額を記入してください。ただし、退職金は含めません。 別経営の事業所（企業）に出向・派遣している従業者に支給している給与を含めます。 		
⑤ 福利厚生費（退職金を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 該当期間に支払うべき事業主負担の法定福利費（厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法、雇用保険法等によるもの）、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額を記入してください。 		
⑥ 動産・不動産賃借料	<ul style="list-style-type: none"> 土地、建物、機械等の賃借料の総額を記入してください。 端末機を含むコンピューターの賃借料も含めます。 経理上売買扱いとなっているリース支払額は含めません。 		
⑦ 減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産に係る減価償却費を記入してください。「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の合計になります。 		
⑧ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）	<ul style="list-style-type: none"> 営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。 税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含めます。 収入課税の事業税（電気業、ガス業、保険業）はここに含めます。 法人税、住民税、所得課税の事業税は含めません。 		

記入上の注意

- ✓ 令和2年1月から12月までの1年間について記入してください。
※ 令和2年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、令和2年を最も多く含む決算期間について記入してください。
- ※ 営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- ✓ 金額は万円単位で記入してください。（万円未満四捨五入）
- ✓ 金額が5千円未満又は金額がない場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

8 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- [8]欄以降はできる限り「税込み」で記入してください。ただし、税込み記入ができない場合は「税抜き」で記入してください。
- 選択した記入方法を○で囲んでください。

① 税込み ② 税抜き

8 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

- 令和2年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額及び費用総額等について記入してください（この期間で記入できない場合は、令和2年を最も多く含む決算期間について記入してください）。（万円未満四捨五入）
- 「調査票の記入のしかた」10ページを参照して記入してください。
- 金融業、保険業の会社については、「調査票の記入のしかた」10ページを参照して記入してください。
- [3]欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
 - ・ [① 売上(収入)金額] : 経常収益を記入
 - ・ [② 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)] : 経常費用を記入
 - ・ [③ うち売上原価] : 記入不要
 - ・ [④ 給与総額] : 各欄に記入
 - ・ [⑤ 福利厚生費(退職金を含む)] : 各欄に記入
 - ・ [⑥ 動産・不動産賃借料] : 各欄に記入
 - ・ [⑦ 減価償却費] : 各欄に記入
 - ・ [⑧ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)] : 各欄に記入

	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上(収入)金額						5	5	0	0	0	0,000
② 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)						5	4	6	1	0	0,000
③ うち売上原価						3	3	6	4	5	0,000
④ 給与総額						1	8	6	3	0	0,000
⑤ 福利厚生費(退職金を含む)						3	3	5	0,000		
⑥ 動産・不動産賃借料						1	5	0,000			
⑦ 減価償却費						9	5	0,000			
⑧ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)						1	5	0,000			

[13]企業調査票 8 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目 「学校法人の場合」

- ◆ 各項目の内容は、下表を参照してください。

項目	学校法人
① 売上(収入)金額	・事業活動収支計算書のうち、教育活動収支及び教育活動外収支に係る事業活動収入（学生生徒等納付金、手数料、寄付金、経常費等補助金、付随事業収入、雑収入、受取利息・配当金、その他の教育活動外収入）を記入してください。
② 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)	・事業活動収支計算書のうち、教育活動収支及び教育活動外収支に係る事業活動支出（人件費、教育研究経費、管理経費、徴収不能額等、借入金等利息、その他の教育活動外支出）を記入してください。
③ うち売上原価	・記入不要です。
④ 給与総額	・役員（非常勤を含む）、教員（非常勤を含む）、職員（非常勤を含む）に対して支払った所得税、保険料等を控除する前の報酬、本俸、期末手当並びに賞与引当金総額を記入してください。 ・別経営の学校などに出向・派遣している教員・職員に支給している給与を含めます。
⑤ 福利厚生費(退職金を含む)	・法定福利費（厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法、雇用保険法等によるもの）、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額を記入してください。
⑥ 動産・不動産賃借料	・土地、建物、機械等の賃借料の総額を記入してください。 ・経理上売買扱いとなっているリース支払額は含めません。
⑦ 減価償却費	・固定資産に係る減価償却費を記入してください。「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の合計になります。
⑧ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)	・固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。 ・収入課税の事業税（電気業、ガス業、保険業）はここに含めます。 ・税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含めます。 ・法人税、住民税、所得課税の事業税は含めません。

[13] 企業調査票 [14] 団体調査票（政治団体、宗教） 第1面（つづき2）

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。(万円未満四捨五入)
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

⑨ 企業全体の事業別 売上(収入)金額	事業別内訳	売上(収入)金額										又は割合(%)
		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	
① 農業、林業、漁業の収入												0,000
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入												0,000
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額												0,000
④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)												0,000
⑤ 小売の商品販売額												0,000
⑥ 建設事業の収入(完成工事高)												0,000
⑦ 不動産事業の収入												0,000
⑧ 物品賃貸事業の収入												0,000
⑨ 飲食サービス事業の収入												0,000
⑩ 医療、福祉事業の収入												0,000
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入												0,000
⑫ 運輸、郵便事業の収入												0,000
⑬ 金融、保険事業の収入												0,000
⑭ 宿泊事業の収入												0,000
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入												0,000
⑯ 教育、学習支援事業の収入							5	5	0	0	0	0,000
⑰ 情報通信事業の収入												0,000
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入												0,000
⑲ 上記以外のサービス事業の収入												0,000
合計												100
												⑧欄「① 売上(収入)金額」

⑨ 企業全体の事業別売上(収入)金額

※[14]調査票は項目「⑨ 団体全体の事業別売上(収入)金額」

- ◆ 以下の例示を参考に、⑧欄「企業(団体)全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目」の中の「①売上(収入)金額」に記入した金額の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入)
- ◆ ⑨欄の合計金額は⑧欄「①売上(収入)金額」と一致します。

※ 当該項目に該当する場合は○、他の項目に該当する場合は×としています。

※ 金額で記入した場合は、割合を記入する必要はありません。

1 農業、林業、漁業の収入	動植物を飼育、栽培する事業、材木の育成、林産物の採取、水産動植物の採取・採捕を行う事業
<input type="radio"/>	農畜産物の生産(もやし、きのこなどの工場栽培による農産物を含む)
<input type="radio"/>	農作物の害虫駆除
<input type="radio"/>	土地改良区の収入
<input type="radio"/>	畜産業でのきゅう肥による収入(堆きゅう肥加工を行っていない場合)
<input type="radio"/>	農業に直接関係するサービス業務(農作業の受託、庭園作り、花壇の手入れなど)
<input type="radio"/>	林産物の生産(立木、素材の販売、きのこ類の採取、木炭の生産)
<input type="radio"/>	林業に直接関係するサービス業務(造林、伐木作業の受託、鳥獣の捕獲、昆虫類の採捕など)
<input type="radio"/>	水産動植物の養殖
<input type="radio"/>	漁業に直接関係するサービス業務(網の設置、養殖場での餌まき業務の受託)
<input type="radio"/>	自家栽培(取得)した農作物、林産物、水産物を使用して製造、加工を行った場合の収入

1 農業、林業、漁業の収入(つづき)	<ul style="list-style-type: none"> × 有機質肥料の製造 →「③製造品の出荷額・加工賃収入額」 × 他の事業所から購入した農作物、林産物、水産物を使用して製造、加工を行っている場合の収入→「③製造品の出荷額・加工賃収入額」 × 生産した農畜産物・水産物を、製造用作業場で専従の作業者が加工し出荷した場合 →「③製造品の出荷額・加工賃収入額」 × 一般消費者が所有する穀類の精穀作業→「⑯生活関連サービス、娯楽事業の収入」 × 土木工事を伴う公園造成に関する収入→「⑥建設事業の収入(完成工事高)」
2 鉱物、採石、砂利採取事業の収入	<p>鉱物の採掘、採石、砂利を採取する事業、又は選鉱その他の品位向上処理に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 採掘・採石現場での破碎・粉碎 ○ 砂、砂利、玉石等を採取(採石)して販売する場合の収入 × 鉱石から含有する金属を抽出するための製錬及び精製 →「③製造品の出荷額・加工賃収入額」 × 石炭からのコークス製造及びコークスの副産物製造 →「③製造品の出荷額・加工賃収入額」 × 採掘された岩石の破碎・粉碎を採石現場以外で行った場合 →「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
3 製造品の出荷額・加工賃収入額	<p>製品を製造し、卸売・小売業者に販売する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自己の製造した製品の他の企業への出荷額 ○ 他の企業に原材料を支給し、製造させた委託生産品の出荷額 ○ 他の企業から原材料の支給を受け、加工した収入(加工賃収入) ○ 船舶修理、鉄道車両の修理又は改造(自家用を除く)、航空機及び航空機用原動機のオーバーホールに関する収入(製造する設備・能力を有する場合) ○ 金属工作機械又は金属加工機械を据え付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行っている場合の収入 × 機械等の据付工事(製造品に含まれない場合) →「⑥建設事業の収入(完成工事高)」 × 仕入商品を加工せず他の企業に販売した場合の販売額 →「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」 × 自ら製造を行わず、自己の所有する原材料を下請け工場などに支給して製品を作らせ、これを自己の名称で販売した場合の収入 →「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」 × 仕入商品を加工せず一般消費者に販売した場合の販売額 →「⑤小売の商品販売額」 × 製造した商品(菓子、パン、建具、畳など)をその場で又は自ら配達して直接一般消費者に販売した場合の販売額 →「⑤小売の商品販売額」
4 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)	<p>購入した商品を別の業者に販売する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 他の者から購入した(仕入れた)商品をその性質や形状を変えないで、小売事業所、他の卸売事業所や他産業の事業所に販売した場合の販売額 ※性質や形状を変えないもの:検査・選別・洗浄・包装・小分け、充てんなどの販売に伴う軽度な加工をしたもの ただし、食料品の真空包装及び医薬品の小分けを除く ○ 他の事業所のために卸売業の商品販賣の代理行為や仲立人として卸売業の商品販賣のあっせんを行った場合に、その取引の代理、仲立行為から得た手数料 ○ 自ら製造を行わず、自己の所有する原材料を下請け工場などに支給して製品を作らせ、これを自己の名称で販売した場合の収入 ○ パチンコ景品交換所が、卸売事業所等に特殊景品を販売した場合の販売額 × 製造した商品をこの事業所内で直接個人又は家庭用消費者に販売した場合の販売額 →「⑤小売の商品販売額」

9 企業全体の事業別売上(収入)金額(つづき1)
※[14]調査票は項目「⑨ 団体全体の事業別売上(収入)金額」

5 小売の商品販売額	商品を個人や家庭に販売する事業 <ul style="list-style-type: none"> ○ 仕入れた商品又は製造した商品を主として家庭用消費者に販売した場合の販売額 ○ 一般消費者からの注文で金属製及び木製家具を製作し取り付けることによる収入 ○ この事業所内で製造した商品をこの事業所内で直接個人又は家庭用消費者に販売した場合の販売額(菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として個人用又は家庭用消費のためにその場で直接販売) ○ 予め調理した飲食料品の小売 ○ 調剤薬局の医薬品販売 <ul style="list-style-type: none"> × 再販業者やホテル、工場、建設業者など産業用使用者への販売額 →「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」 × 自ら製造したものを店舗によらず、インターネット等を用いて販売した場合の販売額 →「③製造品の出荷額・加工販売額」 × 販売商品に関する修理料、修理を専業としている場合の収入 →「⑯上記以外のサービス事業の収入」
6 建設事業の収入(完成工事高)	建設工事を行う事業 <ul style="list-style-type: none"> ○ 土木工事、建築工事(リフォームを含む)、設備工事(電気工事、電気通信工事、管工事など) ○ 自己建設による土地の造成、建物の建設 ○ 製造品の出荷に附帯する据付工事(据付工事費が製造品と分離できる場合) <ul style="list-style-type: none"> × 測量や建設工事のコンサルタント、設計、監理 →「⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × プラントエンジニアリング事業 →「⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × 自己建設によらない土地分譲、建設売却事業 →「⑦不動産事業の収入」
7 不動産事業の収入	土地、建物の売買・賃貸・管理を行う事業 <ul style="list-style-type: none"> ○ 不動産売買(自己建設によるものを除く) ○ 不動産賃貸・管理(土地、貸事務所、貸倉庫、貸会議室、貸家、駐車場など) ○ 不動産売買・賃貸の仲介業務 <ul style="list-style-type: none"> × 不動産鑑定事業 →「⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × 映画館、劇場、スポーツ施設などの賃貸 →「⑯生活関連サービス、娯楽事業の収入」 × 公民館など社会教育施設の賃貸 →「⑯教育、学習支援事業の収入」 × 展示会会場、集会場の賃貸 →「⑯上記以外のサービス事業の収入」 × 下宿業 →「⑭宿泊事業の収入」 × 倉庫業 →「⑫運輸、郵便事業の収入」 × ビルメンテナンス業 →「⑯上記以外のサービス事業の収入」 × 自己建設による不動産取引収入 →「⑥建設事業の収入(完成工事高)」
8 物品賃貸事業の収入	物品を賃貸する事業 <ul style="list-style-type: none"> ○ リース、レンタル事業(産業用機械器具、事務用機械、自動車、娯楽用品、映画・演劇用品、音楽・映像記録物、貸衣しよう、福祉用具など) × 映画配給事業 →「⑰情報通信事業の収入」 × リンセンス事業(シーツ、ベッドカバーなど) →「⑯生活関連サービス、娯楽事業の収入」 × コインロッカー等の一時的な物品預り →「⑯生活関連サービス、娯楽事業の収入」

9 飲食サービス事業の収入

客の注文に応じて調理した飲食料品をその場所で飲食させる又は持ち帰りや配達により提供する事業

- レストラン、食堂、喫茶店、ラーメン店などの飲食サービス
- 居酒屋、スナック、バーなどアルコールを含む飲料をその場所で飲食させる事業
- 注文に応じて調理した料理の販売(持ち帰りすし、持ち帰り弁当など)
- 配達飲食サービス(宅配ピザ、仕出し料理、給食センターなど)
- × 調理済みの飲食料品の小売 →「⑤小売の商品販売額」

10 医療、福祉事業の収入

医療や社会福祉に関するサービスを提供する事業

- 医療サービス及びこれに附帯するサービス(歯科用の補てつ物、矯正装置の作成、骨髄バンクなど)
- 保健衛生事業(健康相談事業、消毒事業、水質検査事業など)
- 社会保険事業(公的年金、公的医療保険、公的介護保険事業など)
- 児童福祉事業(保育所、児童養護施設など)
- 介護事業(老人ホーム、通所・短期入所生活(療養)介護事業、訪問介護事業など)
- 障がい者福祉事業
- 社会福祉施設における宿泊施設の収入
- 住居のない要保護者の世帯に対する宿舎提供施設など
- 保育所、認定こども園(保育所型)、認定こども園(地方裁量型)
 - ※認定こども園(保育所型)及び認定こども園(地方裁量型)における幼児教育の収入は、まとめて「⑩医療、福祉事業の収入」とします。
- 歯科医の指示による歯科医療用の充てん物又は矯正装置の作成・修理・加工
 - × 調剤薬局の医薬品販売 →「⑤小売の商品販売額」
 - × 建物の消毒及び害虫駆除 →「⑯上記以外のサービス事業の収入」
 - × 農作物の害虫駆除 →「①農業、林業、漁業の収入」
 - × 獣医学 →「⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
 - × 水質汚濁測定分析(環境計量証明)
→「⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
 - × 歯科医の指示によらない歯科材料の製造
→「③製造品の出荷額・加工販売額」
 - × 幼保連携型認定こども園、認定こども園(幼稚園型)
→「⑯教育、学習支援事業の収入」
 - ※幼保連携型認定こども園及び認定こども園(幼稚園型)における保育の収入は、まとめて「⑯教育、学習支援事業の収入」とします。

11 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入

各エネルギーの供給などを行う事業

- 電力事業の収入(電気事業営業収益のうち電灯料、電力料、地帯間販売電力料、他社販売電力料、託送収益)
- 自家発電の電力販売
- ガス事業の収入(ガス売上、託送供給収益)
- 地域冷暖房事業
- 下水道処理施設維持管理業
- × 電気製品の販売店 →「⑤小売の商品販売額」
- × 電気・ガス・水道事業所からの検針・集金業務の請負
→「⑯上記以外のサービス事業の収入」
- × 電気工事、給排水設備工事 →「⑥建設事業の収入(完成工事高)」
- × 灯油、プロパンガスなどの燃料の小売販売額 →「⑤小売の商品販売額」
- × 灯油、プロパンガスなどの燃料の卸売販売額 →「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」
- × かんがい用水供給 →「①農業、林業、漁業の収入」

9 企業全体の事業別売上（収入）金額（つづき2）

※[14]調査票は項目「9 団体全体の事業別売上（収入）金額」

12 運輸、郵便事業の収入	旅客や貨物の運送を行う事業、郵便物又は信書便物を送達する事業 ○ 鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業 ○ 倉庫業（普通倉庫、水面木材倉庫、冷蔵倉庫、冷蔵保管料収入を含む） ○ 運輸に附帯するサービス（港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店・宅配の取次ぎ、梱包業、運輸施設提供業、水先業、検数・検量業など） ○ 運輸施設の利用料収入 × 運転代行サービス →「⑯生活関連サービス、娯楽事業の収入」 × 自動車駐車場 →「⑦不動産事業の収入」 × 手荷物、自転車等の一時的な物品預り →「⑯生活関連サービス、娯楽事業の収入」
13 金融、保険事業の収入	資金の融通を行う事業や保険・共済を取り扱う事業 ○ 銀行業、協同組織金融業、貸金業、質屋、クレジットカード業、その他非預金信用機関 ○ 金融商品取引業、商品先物取引業 ○ 補助的金融業（信託業、金融代理業、両替業、商品取引所など） ○ 保険業（保険代理業、損害査定業を含む）
14 宿泊事業の収入	宿泊場所を提供する事業 ○ 旅館、ホテル、簡易宿泊所、下宿所、保養所、学生寮、キャンプ場の宿泊サービス ※宿泊料金に飲食代が含まれている場合は、まとめて「⑯宿泊事業の収入」とします。 ○ リゾートクラブ事業 × 社会福祉施設が行う宿泊事業 →「⑩医療、福祉事業の収入」 × 貸家業、貸間業 →「⑦不動産事業の収入」
15 生活関連サービス、娯楽事業の収入	個人を対象に家庭生活に関連したサービスや娯楽を提供する事業 ○ DPE（現像・焼付・引伸）の取り次ぎにより取引先の業者から受け取る手数料 ○ 洗濯・理容・美容・浴場事業（リネンサプライ、エステティック、コインランドリーなどを含む） ○ 旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、写真現像・焼付業、運転代行業など ○ 衣服裁縫修理業（個人持ちの材料の縫製） ○ 食品販加工業（個人持ちの材料の加工） ○ 映画館、興行事業、競馬・競輪・競艇・オートレース事業 ○ 公園、遊園地事業、スポーツ施設提供事業（入園料、使用料など） ○ ビリヤード場、パチンコホール、ゲームセンター、カラオケボックス事業など ○ 家事代行サービス × 理容学校・美容学校（各種学校） →「⑯教育、学習支援事業の収入」 × スポーツ・健康教授業 →「⑯教育、学習支援事業の収入」 × 倉庫業 →「⑯運輸、郵便事業の収入」
16 教育、学習支援事業の収入	教育や教養・技能などを教授する事業 ○ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、認定こども園（幼稚園型）、小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校、大学などの教育事業 ※幼保連携型認定こども園及び認定こども園（幼稚園型）における保育の収入は、まとめて「⑯教育、学習支援事業の収入」とします。 ○ 社会教育事業（公民館、図書館、博物館、動植物園、社会通信教育など） ○ 職業教育事業 ○ 学習塾、教養・技能教授業（音楽、書道、生花・茶道、外国語会話、スポーツ・健康教授、料理教室、カルチャー教室など） × 保育所、認定こども園（保育所型）、認定こども園（地方裁量型） →「⑩医療、福祉事業の収入」 ※認定こども園（保育所型）及び認定こども園（地方裁量型）における幼児教育の収入は、まとめて「⑩医療、福祉事業の収入」とします。 × 他の分類（「小売の商品販売額」、「不動産事業」など）に該当する事業 × 附属病院における医業収入 →「⑩医療、福祉事業の収入」 × 附属研究所における収入 →「⑯学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × テーマパーク、スポーツ施設提供事業（陸上競技場、体育館、フィットネスクラブなど） →「⑯生活関連サービス、娯楽事業の収入」

17 情報通信事業の収入

- 情報の制作、加工、伝達、処理、提供、インターネットに附随したサービスの提供を行う事業
- 新聞、書籍の発行
 - 機関誌の発行
 - 通信サービス（電話、無線、インターネット接続など）
 - 通信に附帯するサービス（携帯電話の契約、解約に関する手数料など）
 - 放送サービス（受信料、テレビ放送時間の販売収入など）
 - 映画、テレビ番組などの制作、配給
 - 広告制作（印刷物、テレビコマーシャルなど）
 - ニュース供給（通信社のニュース供給など）
 - ソフトウェア事業（受託ソフトウェア開発、パッケージソフトウェア開発など）
 - 情報処理サービス（データエントリー、受託計算サービス、システム等管理運営受託など）
 - 各種調査（市場調査、世論調査など）
 - 情報提供サービス（不動産情報、気象情報など）
 - ポータルサイト・サーバ運営業務（インターネット・ショッピング・サイト運営業務を含む）
 - ウェブコンテンツ配信（映像、音楽、ゲームソフト配信など）
 - インターネット利用サポート業務（電子認証、課金・決済代行、セキュリティサービスなど）
 - サーバハウジング、サーバホスティング
 - × デザイン、コーピーライター、広告代理業、インターネット広告業 →「⑯学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
 - × 新聞・書籍等の印刷業務、情報記録物（ゲーム用ディスク等）の複製・製造 →「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
 - × 携帯電話の販売代金 →「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」又は「⑤小売の商品販売額」

18 学術研究、専門・技術サービス事業の収入

- 学術的研究、専門的な知識・技術を提供する事業
- 研究、製品開発事業
 - 法律、会計、税務、通訳・翻訳、不動産鑑定などの専門サービス
 - デザイン、機械設計業
 - 著述家、芸術家業（作家、シナリオライター、評論家、美術家、作曲家など）
 - 広告事業（広告主のために広告する事業及び広告代理業など総合的な広告サービスの提供）
 - 獣医業、建築設計、測量、商品検査、計量証明、写真業などの技術サービス事業
 - プラントエンジニアリング、プラントメンテナンス（製造品の出荷に附帯する保守・点検の代金（保守・点検費が製造品と分離できる場合））
 - 経営コンサルタント事業
 - 持株会社における子会社の管理業務（子会社からの配当金、グループ経営指導料など）
 - × 広告制作（印刷物、テレビコマーシャルなど） →「⑯情報通信事業の収入」
 - × 広告主以外の事業者からの依頼で行うサンプル配布、ポスティング業 →「⑯上記以外のサービス事業の収入」
 - × 写真現像事業 →「⑯生活関連サービス、娯楽事業の収入」
 - × 船積貨物の検数業、検量業、船積貨物鑑定業 →「⑯運輸、郵便事業の収入」

19 上記以外のサービス事業の収入

- 他に分類されないサービスを提供する事業
- 廃棄物処理事業（ごみ収集運搬、ごみ処分、浄化槽保守点検など）
 - 自動車整備事業
 - 機械等修理事業（機械修理、電気機械修理、表具、家具・時計・履物修理、保守・点検料など）
 - 職業紹介・労働者派遣事業
 - 建物サービス事業、警備事業
 - 事業所サービス事業（コールセンター、ディスプレイ業、ポスティング、サンプル配布業、速記・複写、集金業など）
 - 多目的ホール、イベントホール、展示会会場、見本市会場、集会場などの施設を運営する事業
 - 建物の消毒及び害虫駆除
 - 実業団体、同業団体、労働団体、学術・文化団体の寄付金
 - 協同組合の賦課金
 - 政治・経済・文化団体の会費収入
 - × 觀光協会 →「⑯運輸、郵便事業の収入」
 - × プラントメンテナンス →「⑯学術研究、専門・技術サービス事業の収入」

[13] 企業調査票 [14] 団体調査票 (政治団体、宗教) 第1面 (つづき5)

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。(万円未満四捨五入)
- ✓ 金額が5千円未満又は金額がない場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

10 商品売上原価		※令和2年1月から12月までの商品売上原価(年間商品販売額に対する仕入原価)を記入してください。 ※ただし、小売販売額のうち製造小売については、対応する製造原価を記入してください。																																																						
<ul style="list-style-type: none"> ⑨欄「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」又は「⑤小売の商品販売額」に記入がある場合に記入してください。 		<table border="1"> <thead> <tr> <th>十兆</th><th>兆</th><th>千億</th><th>百億</th><th>十億</th><th>億</th><th>千万</th><th>百万</th><th>十万</th><th>万</th><th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10"></td><td>0,000</td> </tr> </tbody> </table>										十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円											0,000																							
十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																																														
										0,000																																														
11 年初及び年末商品手持額		※令和2年の年初及び年末現在(記入困難な場合は、最寄りの決算日・棚卸日)で記入してください。(万円未満四捨五入)																																																						
<ul style="list-style-type: none"> ⑨欄「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」又は「⑤小売の商品販売額」に記入している金額が最も多い場合に記入してください。 		<table border="1"> <thead> <tr> <th>十兆</th><th>兆</th><th>千億</th><th>百億</th><th>十億</th><th>億</th><th>千万</th><th>百万</th><th>十万</th><th>万</th><th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10"></td><td>0,000</td> </tr> <tr> <td colspan="10"></td><td>0,000</td> </tr> </tbody> </table>										十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円											0,000											0,000												
十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																																														
										0,000																																														
										0,000																																														
12 設備投資の有無及び取得額		※取得額(減価償却前の額)を記入してください。(万円未満四捨五入)																																																						
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年1月から12月までの1年間に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。 中古品は含めません。 		<table border="1"> <tr> <td>① 設備投資を行った →</td> <td>② 設備投資を行わなかった</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>十兆</th><th>兆</th><th>千億</th><th>百億</th><th>十億</th><th>億</th><th>千万</th><th>百万</th><th>十万</th><th>万</th><th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10"></td><td>5 0 0 0,000</td> </tr> <tr> <td colspan="10"></td><td>2 5 0 0,000</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>										① 設備投資を行った →	② 設備投資を行わなかった	<table border="1"> <thead> <tr> <th>十兆</th><th>兆</th><th>千億</th><th>百億</th><th>十億</th><th>億</th><th>千万</th><th>百万</th><th>十万</th><th>万</th><th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10"></td><td>5 0 0 0,000</td> </tr> <tr> <td colspan="10"></td><td>2 5 0 0,000</td> </tr> </tbody> </table>										十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円											5 0 0 0,000											2 5 0 0,000
① 設備投資を行った →	② 設備投資を行わなかった																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>十兆</th><th>兆</th><th>千億</th><th>百億</th><th>十億</th><th>億</th><th>千万</th><th>百万</th><th>十万</th><th>万</th><th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10"></td><td>5 0 0 0,000</td> </tr> <tr> <td colspan="10"></td><td>2 5 0 0,000</td> </tr> </tbody> </table>										十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円											5 0 0 0,000											2 5 0 0,000														
十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																																														
										5 0 0 0,000																																														
										2 5 0 0,000																																														
13 自家用自動車の保有台数		(1) 貨物自動車 0 台	(2) 乗用自動車 6 台	(3) バス 6 台	※人員輸送のみの使用は除きます。																																																			
14 土地・建物の所有の有無		土地 ① ある ② ない	建物 ① ある ② ない																																																					
15 資本金等の額及び外国資本比率		(1) 資本金又は出資金、基金の額を記入してください。 (万円未満四捨五入)					(2) うち外国資本比率を記入してください。 (小数点第2位四捨五入)																																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>十兆</th><th>兆</th><th>千億</th><th>百億</th><th>十億</th><th>億</th><th>千万</th><th>百万</th><th>十万</th><th>万</th><th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10"></td><td>5 0 0 0,000</td> </tr> </tbody> </table>					十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円											5 0 0 0,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>十兆</th><th>兆</th><th>千億</th><th>百億</th><th>十億</th><th>億</th><th>千万</th><th>百万</th><th>十万</th><th>万</th><th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10"></td><td>0 . 0 % 4</td> </tr> </tbody> </table>					十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円											0 . 0 % 4	
十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																																														
										5 0 0 0,000																																														
十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																																														
										0 . 0 % 4																																														
16 決算月		3 月	() 月	※本決算月を記入してください。 年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。																																																				

備考

備考 • 令和2年4月から5月までコロナウィルス対応のため営業時間短縮

• 令和2年に、事業活動について通常と異なることがあれば記入してください。

10 商品売上原価 ※[13]調査票のみ

- ⑨欄「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」又は「⑤小売の商品販売額」に記入がある場合に記入してください。
- ①商品売上原価は、年初在庫額(期首商品棚卸高)+当年仕入額(当期商品)-年末在庫額(期末商品棚卸高)により計算してください。

15 資本金等の額及び外国資本比率 ※[13]調査票のみ

- ③欄「経営組織」が「会社」の場合のみ記入してください。
- 調査日(令和3年6月1日)現在で記入してください。
- ④「うち外国資本比率」には、貴社の発行株式総数又は出資金総額に占める外国投資家による所有株式総数又は出資金額の割合を記入してください。外国資本が含まれない場合は、「0.0%」と記入してください。

記入欄に印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

11 年初及び年末商品手持額 ※[13]調査票のみ

- ⑨欄「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」又は「⑤小売の商品販売額」に記入している金額が最も多い場合に記入してください。
- 令和2年年初及び年末現在に、販売の目的で保有しているすべての手持商品額を記入してください。令和2年年初及び年末現在によることが困難な場合は、令和2年を最も多く含む決算期間の決算日又は棚卸日現在により記入してください。
- 営業用倉庫及び他の場所にある自家用倉庫、物置場などに保管してある商品、あるいは買入された商品が輸送中又は売手の手元にある場合、また、試用販売のため、一般家庭などで試用中の商品なども商品手持額に含めます。
- 他の企業から販売を委託されている商品(受託品)は商品手持額に含め、他の企業へ販売を委託している商品(委託品)は商品手持額に含めません。なお、受託品の手持額の評価は、販売価格から手数料を差し引いた価格によります。

12 設備投資の有無及び取得額 ※[13]調査票のみ

- あてはまる番号を1つ○で囲んでください。
- 「有形固定資産(土地を除く)」には、令和2年1月から12月までの1年間に、土地を除く有形固定資産として新規に計上した額を記入してください。
 - 有形固定資産とは、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、建設仮勘定、耐用年数が1年以上の工具、器具、備品及びこれらのリース資産(売買取引と同様の会計処理をしたもの)をいいます。
 - 建設仮勘定から振替によって計上した固定資産額は含めません。
- 「無形固定資産(ソフトウェアのみ)」には、令和2年1月から12月までの1年間のソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
- 固定資産に計上したリース物件のうち、令和2年1月から12月までの1年間に新たに契約した物件を含めます。
- 以下については、設備投資に含めません。
 - 建物、構築物等の取得額に含まれる土地の取得又は改良費用
 - 店舗併用住宅の居住用部分
 - 中古品

13 自家用自動車の保有台数 ※[14]調査票は項目10

- 自家用自動車(いわゆる白ナンバー(軽自動車を含む。))のうち、業務に使用する自動車について、以下の種類ごとの台数を記入してください。マイカー通勤、レジャー等のみに使用している自動車や輸送目的で使用していない建設工事機械等の自動車は含めません。

【自動車の種類】

- 貨物自動車:貨物の輸送に使用する自動車をいいます。人員輸送のみに使用している場合は除いてください。
乗用自動車:主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員10人以下のものをいいます。
バス:主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員11人以上のものをいいます。

- リースで借りている自動車についても保有台数に含めてください。

14 土地・建物の所有の有無 ※[14]調査票は項目11

- 国内で企業として所有している土地・建物の有無について、それぞれ該当する番号を1つ○で囲んでください。
- 借地、借家や関連会社名義となっている土地・建物は含めません。

[13] 企業調査票 第2面

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。(万円未満四捨五入)
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

17 建設、サービス収入の内訳

第1面の⑧欄「①売上(収入)金額」の内訳について、「分類表」に記載している分類の中から金額の多い順に選び、第1位から第15位までの欄にその分類番号、建設、サービスの種類及び売上(収入)金額を記入してください。(万円未満四捨五入)
金額で記入できない場合は、第1面⑧欄の「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

順位	分類番号	建設、サービスの種類	売上(収入)金額										又は割合(%)
			十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	
第1位	14-01	旅館・ホテル宿泊サービス(宿泊料金に夕食朝食を含む)						3	5	00	0.000		
第2位	09-01	店舗内飲食サービス(給食サービスを除く)						2	0	00	0.000		
第3位	07-11	会議室等賃貸サービス						2	0	00	0.000		
第4位	15-23	結婚式サービス						1	0	00	0.000		
第5位	07-15	駐車場サービス						1	0	00	0.000		
第6位	-										0.000		
第7位	-										0.000		
第8位	-										0.000		
第9位	-										0.000		
第10位	-										0.000		
第11位	-										0.000		
第12位	-										0.000		
第13位	-										0.000		
第14位	-										0.000		
第15位	-										0.000		

17 建設、サービス収入の内訳

- ◆ 調査票第1面の⑧欄「①売上(収入)金額」に記入した売上高の内訳について、同封の『分類表』から、売上高の上位15位の分類の「分類番号」、「建設、サービスの種類」及び「売上(収入)金額」を記入してください。
- ◆ 金額での記入ができない場合は、第1面の⑧欄「①売上(収入)金額」を100(%)とした割合(小数点以下四捨五入)で記入してください。金額で記入可能な場合は、割合の記入は不要です。
- ◆ 『分類表』に記載のないサービスに係る収入については、記入不要です。

複数の事業を行っている「ホテル」の記入例

◆ 以下は、宿泊業、飲食サービス業など複数の事業を行っている「ホテル」の記入例です。

17 建設、サービス収入の内訳

サービス関連産業の事業	宿泊事業 (宿泊収入)	3500万円	17欄に、『分類表』から該当する「分類番号」と「サービスの種類」を転記し、その「売上(収入)金額」を記入してください。
	飲食店 (直営レストランの飲食提供収入)	2000万円	
	事務所等賃貸(1か月未満の賃貸物件) (会議室の賃貸収入)	2000万円	
	結婚式場事業 (挙式、披露宴挙行のサービス収入)	1000万円	
	駐車場賃貸、管理 (駐車場の駐車料金収入)	1000万円	
	貸衣しょう (貸衣しょうのレンタル収入)	500万円	
	小売販売金額 (土産物の販売代金)	1000万円	

物品賃貸事業の収入は、18欄に記入してください。

小売販売は、サービス関連産業ではないことから、第2面17欄への記入は不要です。

[13] 企業調査票 第2面 (つづき1)

[18] 物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高

第1面の⑨欄の「⑧物品賃貸事業の収入」に記入のある場合は、令和2年1月から12月までの「レンタル年間売上高」、「オペレーティングリース年間契約高」、「ファイナンスリース年間契約高」(円未満四捨五入)及び該当する物件区分の割合(小数点以下四捨五入)を記入してください。

レンタル年間売上高		オペレーティングリース年間契約高		ファイナンスリース年間契約高															
兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
									5 0 0 0,000										0,000

物件区分			レンタル年間売上高割合(%)	オペレーティングリース年間契約高割合(%)	ファイナンスリース年間契約高割合(%)
産業用機械器具	産業機械				
	工作機械				
	土木・建設機械				
	医療用機器				
	商業用機械・設備				
	通信機器・同関連機器				
	サービス業用機械・設備				
	その他の産業用機械器具				
事務用機械器具	電子計算機・同関連機器 (ソフトウェアを含む)				
	事務用機器				
自動車	事業者向け				
	一般消費者向け				
スポーツ・娯楽用品					
福祉用具					
その他の物品			1 0 0		
合 計			1 0 0	1 0 0	1 0 0

注:「ファイナンスリース」、「オペレーティングリース」及び「レンタル」の区分について

- 「ファイナンスリース」
リース契約に基づくリース期間の中途において、当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引(解約不能のリース取引)で、借手が、リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担するリース取引。
- 「オペレーティングリース」
ファイナンスリース以外のリース取引。
- 「レンタル」
リース取引以外のすべての賃借契約で、リース取引に比べて契約期間が比較的短期の取引。

[18] 物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高

●物件区分の内容例示については、下表を参照してください。

物 件 区 分	内 容 例 示
産業機械	自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鋳造機械、金型など
工作機械	旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機(数値制御(NC)付きを含む)
土木・建設機械	掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締固め機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン(自走式を含む)、建設工事用各種作業船、仮設用機材(工事用エレベータを含む)、建設用足場資材、鋼矢板など
医療用機器	診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器など
商業用機械・設備	業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍(蔵)庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品など
通信機器・同関連機器	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、テレビなど
サービス業用機械・設備	業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジスター機器・設備(ボウリング装置など)、娯楽機器(パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など)、カラオケ機器(業務用)、娯楽機器用両替機など
その他の産業用機械器具	鉄道車両、産業用車両(フォークリフトなど)、荷役運搬機器車両(コンテナ、パレットなどを含む)、船舶、航空機などの自動車以外の輸送用機器、音響機器(業務用)など
事務用機械器具	電子計算機・同関連機器(ソフトウェアを含む) 電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM(コンピューター設計・製造システム)など
自動車	事務用機器 コピー機、レジスター、会計機械、タイムレコーダー、あて名印刷機、オフセット印刷機(B3判未満)、エアシュー(気送管)、シュレッダー、事務用什器・備品など
スポーツ・娯楽用品	事業者向け 乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両(タンクローリー、トレーラなど)、二輪自動車など
福祉用具	一般消費者向け スポーツ用品、自転車、運動会用具、ヨット、モーターボート、ボート、娯楽用品、娯楽用テントなどのレンタル、自転車シェアリング
その他の物品	車いす(附属品を含む)、特殊寝台(附属品を含む)、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スローブ、歩行器、歩行補助ツール、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト(つり具の部分を除く)、自動排せつ処理装置、腰掛便座、自動排せつ処理装置の交換可能部、入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト)、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分のレンタル
	物品のレンタルのうち、他に分類されないもの ※映画・演劇用品、音楽・映像記録物、衣しょうを含みます。

[13] 企業調査票 第2面 (つづき2)

19 業態別工事種類			
第1面の⑨欄「企業全体の事業別売上(収入)金額」のうち「⑥建設事業の収入(完成工事高)」が最も多い金額である場合は、下表の中から年間における完成工事高の多い順に番号を記入してください。			
1番目	304	2番目	
301 土木一式工事	310 屋根工事 (311 金属製屋根工事を除く)	318 ほ装工事	326 熱絶縁工事
302 建築一式工事 (303 木造建築一式工事を除く)	311 金属製屋根工事	319 しゅんせつ工事	327 電気通信工事
303 木造建築一式工事	312 電気工事	320 板金工事	328 造園工事
304 建築リフォーム工事	313 管工事	321 ガラス工事	329 さく井工事

19 業態別工事種類

- ◆ この項目は建設業を主に営んでいる企業が記入してください。
- ◆ 調査票に記載のある業態別工事種類(301~333)の中から、年間における完成工事高の多い順に2番目までの業態別工事種類を選んで記入してください。なお、1種類の業態別工事種類のみ施工を行っている場合は、1番目に1つだけ記入してください。
- ◆ 業態別工事種類については、この冊子の24、25ページの「許可業種と業態別工事種類の対応、建設工事の内容や例示」を参考に、該当するものを選択してください。

許可業種と業態別工事種類の対応、建設工事の内容や例示

年間完成工事高を業態別工事種類に分類する際の目安として、「許可業種」と「業態別工事種類」との対応を示しています。併せて建設工事の内容や例示も参考としてください。

許可業種	番号	業態別工事種類	建設工事の内容や例示（補修、改造又は解体する工事を含む）
土木工事業	301	土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事
建築工事業	302	建築一式工事 (303 木造建築一式工事を除く)	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事
	303	木造建築一式工事	木造建築
	304	建築リフォーム工事	建築リフォーム工事、住宅リフォーム工事、木造建築リフォーム工事
大工工事業	305	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事業	306	左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工工事業	307	とび・土工・コンクリート工事 (308 はつり・解体工事を除く)	とび工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、くい工事、土工事、掘削工事、コンクリート工事、土留め工事、外構工事
	308	はつり・解体工事	はつり工事、工作物解体工事
石工事業	309	石工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
屋根工事業	310	屋根工事 (311 金属製屋根工事を除く)	屋根ふき工事
	311	金属製屋根工事	金属製屋根
電気工事業	312	電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事

許可業種と業態別工事種類の対応、建設工事の内容や例示(つづき)

許可業種	番号	業態別工事種類	建設工事の内容や例示(補修、改造又は解体する工事を含む)
管工事業	313	管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事業	314	タイル・れんが・ブロック工事 (315 築炉工事を除く)	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、石綿スレート工事
	315	築炉工事	築炉工事
鋼構造物工事業	316	鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事
鉄筋工事業	317	鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
ほ装工事業	318	ほ装工事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事業	319	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事業	320	板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事業	321	ガラス工事	ガラス加工取付け工事
塗装工事業	322	塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事業	323	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事業	324	内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事業	325	機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事業	326	熱絶縁工事	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工業等の設備の熱絶縁工事
電気通信工事業	327	電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園工事業	328	造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事
さく井工事業	329	さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉水掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事業	330	建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事業	331	水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事業	332	消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報機設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事業	333	清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

[15] ~ [20] 事業所調査票 第1面

[15] 農林漁業

- ◆「事業所調査票」は、事業所単位の調査ですので本社事業所を含む事業所ごとに記入してください。
- ◆事業所の定義の詳細については、2、3ページ「事業所とは」、「事業所の区切り方について」を参照してください。

記入欄に印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

① 事業所の名称及び電話番号		フリガナ 正式名称	トウキョウウテン 株式会社 統計商店		ショットウケイシンジクテン 株式会社 SHOP統計 新宿店	
・印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ・法人の場合は登記上の法人名とこの事業所の名称(店舗名等)を記入してください。 ・屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。		通称名	チーンマート 新宿店			
② 事業所の所在地		郵便番号 ③	都道府県名	市区町村名		
・印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ・他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。		162-0066	東京都	新宿区		
③ この場所での事業所の開設時期		④ 若松町3丁目2番1号	町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください)		
⑤		④ 若松第3ビル 2階				
・○囲みの印字がない場合は、この場所で事業を始めた時期の番号を○で囲んでください。		① 令和3年 ② 令和2年 ③ 令和元年 ④ 平成31年 ⑤ 平成30年 ⑥ 平成29年 ⑦ 平成28年 ⑧ 平成17~26年 ⑨ 平成7~16年 ⑩ 昭和60年 ⑪ 昭和59年以前				

2 事業所の所在地

- ② 登記上の所在地ではなく、**実際に事業を行っている所在地**を記入してください。
- ③ 事業所固有の郵便番号を持っている場合は、その郵便番号を記入してください。
- ④ ビルなどの中にある事業所の場合は、「ビル・マンション名等」欄に**そのビルの名称と入居している階(マンションの場合は、号室まで)**を記入してください。
- ◆他の事業所の構内にある場合は、「ビル・マンション名等」欄に**「○○構内」(○○は入居先の法人名と事業所名)**と記入してください。

1 事業所の名称及び電話番号

- ① 名称は、略称ではなく**正式名称**(法人の名称に続けて本所・本社・本店、支所・支社・支店等の名称)を記入してください。

記入上の注意

- ✓ 「通称名」欄には屋号などを記入してください。
- ✓ フランチャイズ・チェーン店の場合には、チェーン店の名称・店舗名を「通称名」欄に記入してください。
- ◆ 正式名称に変更がある場合は、「フリガナ」欄にも変更後の正式名称を**カタカナ**で記入してください。英数字、ひらがな、カタカナなどの漢字以外の部分についても**フリガナ**を記入してください。ただし、「株式会社」などの法人の種類を示す部分のフリガナは記入不要です。

3 この場所での事業所の開設時期

- ⑤ 開設時期に○囲みの印字がない場合は**この事業所が現在の場所で事業を始めた時期**について、該当する番号を○で囲んでください。
- ◆会社や企業の創業時期ではなく、**この事業所が現在の場所で事業を始めた時期**を記入してください。
- ◆以下の場合は、**その時期を開設時期**としてください。
 - 個人経営の事業所が株式会社になるなど、経営組織を変更した場合
 - 法人が新設(対等)合併した場合
 - 法人が分割により設立された場合
 - この事業所が事業譲渡や吸収合併により別法人の所有となった場合

[15] 農林漁業

[16] 鉱業

[17] 製造業

[18] 卸売、小売

[19] 建設、サービス

[20] 政治団体、宗教

[15] ~ [20] 事業所調査票 第1面 (つづき1)

[15] 農林漁業

[16] 鉱業

[17] 製造業

[18] 卸売、小売

[19] 建設、サービス

[20] 政治団体、宗教

区分			(1) この事業所に所属する従業者数				(2) 受入者			
区分	①個人業主 （個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）	②個人業主の家族で無給の人 （個人経営以外で役員報酬を得ている人）	③有給役員 （個人経営以外で役員報酬を得ている人）	常用雇用者	臨時雇用者		⑦合計 〔①～⑥の合計〕	⑧送出者 〔⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人〕	⑨出向	⑩派遣
	④無期雇用者 （期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））	⑤有期雇用者 （1か月以上の期間を定めて雇用している人）	⑥有期雇用者 （1か月未満、日々雇用）							
男	人	人	1人	3人	1人	2人	7人	1人	人	1人
女	人	人	1人	2人	2人	人	5人	人	人	1人

4 この事業所の従業者数

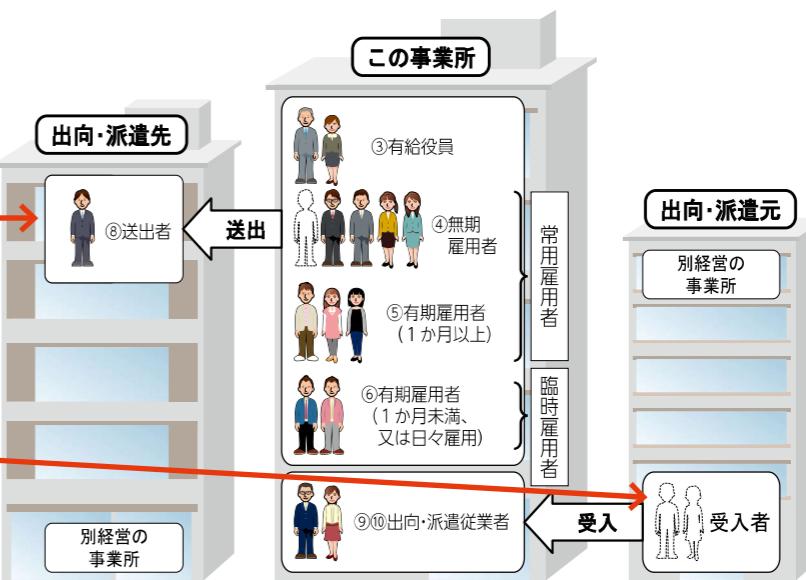
- ◆ 令和3年6月1日現在で「(1)この事業所に所属する従業者数」について、各区分の該当する欄に記入するとともに、「(7)合計」欄に①～⑥の合計を記入してください(この事業所に籍があって、別経営の事業所で働いている人も含めます。)。
- また、「(8)送出者」欄及び「(2)受入者」欄については、右の図を参考にしてください。

従業者数の区分について(該当する例、該当しない例)

(1) この事業所に所属する従業者数		①個人業主	<input type="radio"/> 企業調査票の③欄「経営組織」が「①個人経営」の場合のみ該当します。 <input type="radio"/> 個人が共同で事業を行っている場合は、そのうちの1人を個人業主とし、他の人は「④無期雇用者」としてください。
(1) この事業所に所属する従業者数		②個人業主の家族で無給の人	<input type="radio"/> 個人業主の家族で、賃金や給与を受けずに、常時従事している人 × 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている人は、「常用雇用者」としてください。
(1) この事業所に所属する従業者数		③有給役員	<input type="radio"/> 法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている人 <input type="radio"/> 他の法人の役員を兼ねている場合であっても、この法人が役員報酬を支給している場合は、この法人の有給役員に該当します。 × 無給役員は従業者には該当しません。
常用雇用者	④無期雇用者		<input type="radio"/> 雇用契約期間を定めずに雇用している人（定年まで雇用される場合を含む。）
(1) この事業所に所属する従業者数		⑤有期雇用者 (1か月以上)	<input type="radio"/> 1か月以上の期間を定めて雇用している人
臨時雇用者	⑥有期雇用者 (1か月未満、日々雇用)		<input type="radio"/> 1か月未満の期間を定めて雇用している人又は日々雇用している人
(1) この事業所に所属する従業者数		⑦合計	<input type="radio"/> 「⑨出向」又は「⑩派遣」の受入者のみの場合は「0」と記入してください。
(1) この事業所に所属する従業者数		⑧送出者 (⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)	<input type="radio"/> 労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向などこの事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人
(2) 受入者		⑨出向	<input type="radio"/> 在籍出向など、出向元に籍を置いたままこの事業所で働いている人
(2) 受入者		⑩派遣	<input type="radio"/> 労働者派遣法でいう派遣労働者で、この事業所で働いている人 × 別経営の事業所から業務請負により、この事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含めません(別経営の事務所の従業者となります)。

「④無期雇用者」～「⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)」は、正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず、雇用契約期間の定めに応じて記入してください。

事業所の従業者数の説明(送出者及び受入者)



※送出者と受入者の雇用関係については、給与支払いによるものとする

【17】事業所調査票(製造業)の個別項目

④ この事業所の従業者数			(1) この事業所に所属する従業者数										(2) 受入者		
区分	①個人業主 （個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）	②個人業主の家族で無給の人 （個人経営以外で役員報酬を得ている人）	③有給役員 （個人経営以外で役員報酬を得ている人）	常用雇用者	臨時雇用者		⑦合計 〔①～⑥の合計〕	⑧送出者 〔⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人〕	⑨出向	⑩派遣	⑪受入者 〔①～⑩以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人〕				
	④無期雇用者 （期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））	⑤有期雇用者 （1か月以上の期間を定めて雇用している人）	⑥有期雇用者 （1か月未満、日々雇用）												
男	人	人	1人	321人	29人	5人	356人	2人	人	3人					
女	人	人	1人	161人	13人	1人	176人	人	人	1人					
(3) この事業所に従事している人の男女計 (⑦～⑩)+(⑪)													528人		

この事業所に常時従事している人(臨時雇用者、別経営の事業所へ出向又は派遣している人は含めません。)

- ◆ 「(3)この事業所に従事している人の男女計」には(1)欄の①～⑧、(2)欄の⑨、⑩で記入した人数をもとに、以下の計算によりこの事業所で実際に常時従事している人数を記入してください。

$$\text{⑦(合計)} - \text{⑥(臨時雇用者)} - \text{⑧(別経営の事業所への送出者)} + \text{⑨(出向の受入者)} + \text{⑩(派遣の受入者)}$$

$$\text{【例】 男: } \text{⑦}356\text{人} - \text{⑥}5\text{人} - \text{⑧}2\text{人} + \text{⑨}0\text{人} + \text{⑩}3\text{人} = 352\text{人}$$

$$\text{女: } \text{⑦}176\text{人} - \text{⑥}1\text{人} - \text{⑧}0\text{人} + \text{⑨}0\text{人} + \text{⑩}1\text{人} = 176\text{人}$$

$$\text{男女計: } 352\text{人} + 176\text{人} = 528\text{人}$$

[15] ~ [20] 事業所調査票 第1面 (つづき2)

[15] 農林漁業

[16] 鉱業

[17] 製造業

[18] 卸売、小売

[19] 建設、サービス

[20] 政治団体、宗教

⑤ この事業所の主な事業の内容 ・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。 ・「調査票の記入のしかた」30ページを参照してください。	酒類、飲食料品の卸売
⑥ 本所等の別 ・本所等の別の○印みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○印みの印字がない場合は、該当する番号を一つ○で囲んでください。 ・一つの企業、団体に「本所・本社・本店」は一つだけです。	① 本所・本社・本店 (経営全体を統括している事業所) ② 支所・支社・支店

5 この事業所の主な事業の内容 ※[20]調査票は該当しない項目

- ◆ この事業所で行っている事業の内容を具体的に記入してください。
- ◆ 主な事業の内容の記入にあたっては、以下の記入例や6~9ページの記入例を参考にできるだけ詳しく記入してください。
※ 商品の製造、販売(注文を受けて調理)、賃貸等を行っている場合は、品目まで記入してください。
- ◆ 複数の事業を行っている場合は、令和2年1月から12月までの1年間の収入金額又は販売金額の最も多い事業を記入してください。

【記入例①】

○ 主な事業の内容が米の栽培であった事業所が、主に仕入れた米等を小売する事業所となった場合

※ 販売している品目がわかるように記入してください。

~~米の栽培~~ 食料品の小売

【記入例②】

○ 調理済み料理品の小売であった事業所が、主に注文を受けてから調理する料理品を提供する事業所となった場合

※ 提供している飲食料品の種類がわかるように記入してください。
※ 注文に応じて調理し、持ち帰り又は配達により提供している場合は、その旨を記入してください。

~~総菜の小売(調理済み)~~ 寿司の小売(店頭販売)
持ち帰り弁当屋(注文を受けて調理)

【記入例③】

○ 自動車を製造していた事業所が、自動車製造の管理事務のみを行う事業所となった場合

~~自動車の製造~~ 自動車製造の管理事務

- ◆ [19]調査票の(3)事業の業態については、[19]-2ページをご覧ください。

記入欄に印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

6 本所等の別

- ◆ 本所等とは、本所、本社、本店のことをいい、他の場所に同一経営の支所等があつて、経営全体を統括している事業所をいいます。
- ◆ 1つの企業、団体に「本所・本社・本店」は1つだけです。
例えば、「大阪本社」と「東京本社」のように、2か所以上本社を有する複数本社制を採用している場合は、そのうちの経営全体を統括している事業所を「本所・本社・本店」とし、地方統括本部を含め、その他のすべての事業所を「支所・支社・支店」とします。

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。(万円未満四捨五入)
- ✓ 金額が5千円未満又は金額がない場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

7 事業所の売上(収入)金額 ※[20]調査票は該当しない項目

⑦ 事業所の売上(収入)金額

・令和2年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額について記入してください(この期間で記入できない場合は、令和2年を最も多く含む決算期間について記入してください)。(万円未満四捨五入)

売上(収入)金額	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
100000.000										

- ◆ この事業所の令和2年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額を記入してください。
- ◆ 企業内取引についても市価に換算して売上(収入)金額に含めてください。
※ 令和2年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、令和2年を最も多く含む決算期間について記入してください。
※ 営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- ◆ 「会社以外の法人」の場合は、経常収益(事業収益)を記入してください。
- ◆ ショールームや連絡事務所などで、売上が発生しない場合は「0」を記入してください。

8 事業別売上(収入)金額 ※[19]、[20]調査票は該当しない項目

- ◆ 事業別の各内訳項目の例示については、12~17ページ⑨欄『企業全体の事業別売上(収入)金額』を参照してください。
- ◆ 「事業別内訳」欄の右端に◆印が印字されているものは、⑤欄「この事業所の主な事業の内容」に印字されている事業内容の該当する欄となります。なお、複数の分野にわたる事業を行っている場合は、◆印の内訳だけでなく、該当するそれぞれの事業欄について、金額を記入してください。

次ページ以降については、調査票ごとに参照ページが異なります。該当ページをご覧ください。

[15] 事業所調査票（農業、林業、漁業） 第2面

農業



[15]
農林漁業

※ [15]事業所調査票 第1面の記入のしかたについては、26~31ページ「[15]~[20]事業所調査票 第1面」を参照してください。

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。(万円未満四捨五入)
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

- ◆ [15]-1～[15]-6ページの記入例を参考にして、第1面⑧欄「①農業、林業、漁業の収入」について、その事業内容別の売上(収入)金額を記入してください。
- ◆ 売上(収入)金額の記入が困難な場合は、[15]-2ページの記入例3を参考し、第1面⑦欄「事業所の売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。

9 農業、林業、漁業の収入の内訳

事業内容別売上(収入)金額【記入例1】

●以下の事業を営んでいる場合

ア. 米を栽培して出荷.....	800万円	(農業)	1
イ. 大根を栽培して出荷.....	500万円	(農業)	2
ウ. ジャガイもの観光農園.....	150万円	(農業)	3
エ. 仕入れたジャガイもでポテトケーキを製造してその場で直接消費者に販売.....	50万円	(小売業)	
ア～エの合計			1,500万円

2
3
1

- (1) 調査票第1面⑦欄「事業所の売上(収入)金額」は上記のア～エの合計金額となります。

① 売上(収入)金額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上(収入)金額	1								0,000

- (2) 調査票第1面⑧欄「事業別売上(収入)金額」は上記(1)の事業別の内訳となります。

※「事業別内訳」欄の右端に◆印が印字されているものは、第1面⑤欄「この事業所の主な事業の内容」に印字されている事業内容の該当する欄となります。

事業別内訳	売上(収入)金額
① 農業、林業、漁業の収入	1450万円
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入	0,000
③ 製造品の出荷額・加工貢収入額	0,000
④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)	0,000
⑤ 小売の商品販売額	50万円

2 ◆ 3 1

- (3) 調査票第2面⑨欄「農業、林業、漁業の収入の内訳」は上記(2)のうち「①農業、林業、漁業の収入」の事業内容ごとの内訳となります。

ここで、ア～ウの合計金額を「耕種農業(種苗業を除く)」に記入します。

事業内容	番号	売上(収入)金額
耕種農業(種苗業を除く)	1	1450万円
種苗業	2	0,000

ア+イ+ウ

記入上の注意

- ✓ ジャガイもの芋掘りなどの「観光農園」は、観光客に直接収穫させて販売(出荷)するので、農業事業となります。「観光農園」で取り扱っている作物を「耕種農業(種苗業を除く)」、「種苗業」のいずれかにその売上を売上(収入)金額に記入してください。

事業内容別売上(収入)金額【記入例2】

●以下の事業を営んでいる場合

ア. トマトを水耕栽培して出荷.....	800万円	(農業)	2
イ. もやしを工場で栽培して出荷.....	700万円	(農業)	1
アとイの合計			1,500万円

- (1) 調査票第1面⑦欄「事業所の売上(収入)金額」は上記のア、イの合計金額となります。

① 売上(収入)金額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上(収入)金額	1								0,000

- (2) 調査票第1面⑧欄「事業別売上(収入)金額」は上記(1)の事業別の内訳となります。

事業別内訳	売上(収入)金額
① 農業、林業、漁業の収入	1500万円

- (3) 調査票第2面⑨欄「農業、林業、漁業の収入の内訳」は上記(2)のうち「①農業、林業、漁業の収入」の事業内容ごとの内訳となります。

ここで、ア、イの合計金額を「耕種農業(種苗業を除く)」に記入します。

事業内容	番号	売上(収入)金額
耕種農業(種苗業を除く)	1	1500万円

ア+イ

記入上の注意

- ✓ えのきだけ、もやし、かいわれ大根など工場で機械的設備を使用し、人工的な光と水を用いて栽培・製造する場合、製造業とせず、農業事業とします。

事業内容別売上(収入)金額【記入例3】

●金額の記入が困難な場合(割合での記入)※小数点以下四捨五入

ア. いちごを栽培して出荷.....	約 60%	(農業)	2
イ. いちごジャムを製造して直接消費者に販売.....	約 20%	(農業)	3
ウ. 他から仕入れたママードを消費者に販売.....	約 20%	(小売業)	1

10,000万円

- (1) 調査票第1面⑦欄「事業所の売上(収入)金額」は上記のア～ウの合計金額となります。

① 売上(収入)金額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上(収入)金額	1								0,000

- (2) 調査票第1面⑧欄「事業別売上(収入)金額」は上記(1)の事業別の内訳となります。

※「事業別内訳」欄の右端に◆印が印字されているものは、第1面⑤欄「この事業所の主な事業の内容」に印字されている事業内容の該当する欄となります。

事業別内訳	売上(収入)金額	又は割合(%)
① 農業、林業、漁業の収入	0,000	80
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入	0,000	
③ 製造品の出荷額・加工貢収入額	0,000	
④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)	0,000	
⑤ 小売の商品販売額	0,000	20

ア+イ

- (3) 調査票第2面⑨欄「農業、林業、漁業の収入の内訳」は上記(2)のうち「①農業、林業、漁業の収入」の事業内容ごとの内訳となります。割合は上記(1)の売上(収入)金額に占める割合となります。

ここで、ア、イの合計金額の割合を「耕種農業(種苗業を除く)」に記入します。

事業内容	番号	売上(収入)金額	又は割合(%)
耕種農業(種苗業を除く)	1	0,000	80

記入上の注意

- ✓ 主に自家栽培した原材料(いちごなど)を使用して製造、加工を行っている場合は農業事業としますが、主な原材料を他から購入し製造・加工している場合は、製造事業となります。

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。(万円未満四捨五入)
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

9 農業、林業、漁業の収入の内訳(つづき)

事業内容別売上（収入）金額【記入例1】

●以下の事業を営んでいる場合

ア. 自ら保育した立木を伐木し運んで素材のまま販売	1,000万円	(林業)	2
イ. 自ら保育した立木を伐木し運んで製材して販売	4,000万円	(林業)	3
ウ. 立木を購入し伐木して運んで販売	2,000万円	(林業)	4
エ. 立木を購入し伐木して製材して販売	1,000万円	(製造業)	1
オ. 木材を購入し製材して販売	500万円	(製造業)	
カ. 木材を購入して販売	500万円	(卸売業)	
ア～カの合計	9,000万円		

(1) 調査票第1面 [7] 欄「事業所の売上（収入）金額」は上記のア～カの合計金額となります。

	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上（収入）金額	1			9	0	0	0	0,000	

(2) 調査票第1面 [8] 欄「事業別売上（収入）金額」は上記（1）の事業別の内訳となります。

※「事業別内訳」欄の右端に◆印が印字されているものは、第1面 [5] 欄「この事業所の主な事業の内容」に印字されている事業内容の該当する欄となります。

事業別内訳	売上（収入）金額								
	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 農業、林業、漁業の収入	2	◆			7	0	0	0	0,000
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入									0,000
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額	3				1	5	0	0	0,000
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）	4				5	0	0	0	0,000
⑤ 小売の商品販売額									0,000

(3) 調査票第2面 [9] 欄「農業、林業、漁業の収入の内訳」は上記（2）のうち「①農業、林業、漁業の収入」の事業内容ごとの内訳となります。

ここでは、ア、イの合計金額を「育林業」に、ウの金額を「素材生産業」に記入します。

育林業	8				5	0	0	0	0,000
自ら保育した材木に関する収入（立木、素材、製材の販売収入）									ア+イ
素材生産業	9				2	0	0	0	0,000
購入した立木を伐木した素材の販売収入									ウ

記入上の注意

- ✓ 毛皮用、食用のための鳥獣の捕獲や、こん虫類などを採捕する事業収入は、番号12「その他の林業」欄に記入してください。

事業内容別売上（収入）金額【記入例2】

●金額の記入が困難な場合（割合での記入）※小数点以下四捨五入

ア. 天然の山菜を採取して出荷	約 75%	(林業)	2
イ. 他から購入した山菜を原材料に使用し山菜漬けを製造して出荷	約 25%	(製造業)	3

1,000万円

1
3
1

(1) 調査票第1面 [7] 欄「事業所の売上（収入）金額」は上記のア、イの合計金額となります。

	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上（収入）金額	1				1	0	0	0	0,000

(2) 調査票第1面 [8] 欄「事業別売上（収入）金額」は上記（1）の事業別の内訳となります。

※「事業別内訳」欄の右端に◆印が印字されているものは、第1面 [5] 欄「この事業所の主な事業の内容」に印字されている事業内容の該当する欄となります。

事業別内訳	売上（収入）金額									又は割合（%）
	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	
① 農業、林業、漁業の収入	2	◆								0,000
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入										0,000
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額	3									0,000
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）	4									0,000
⑤ 小売の商品販売額										0,000

75
25

(3) 調査票第2面 [9] 欄「農業、林業、漁業の収入の内訳」は上記（2）のうち「①農業、林業、漁業の収入」の事業内容ごとの内訳となります。割合は上記（1）の売上（収入）金額に占める割合となります。

ここでは、アの金額の割合を「特用林産物」に記入します。

特用林産物	11									75
薪、木炭、その他の特用林産物の生産、きのこ採取、うるし採取など										ア

記入上の注意

- ✓ 特用林産物とは、薪、炭、山林から採取したたけのこ、山菜などをいいます。
- ✓ 栽培したきのこ類の出荷による事業収入は、番号1「耕種農業（種苗業を除く）」欄に記入してください。

- [15] -3-

- [15] -4-

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。(万円未満四捨五入)
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

備考

備考

・令和2年4月から5月までコロナウィルス対応のため事業時間短縮

- 令和2年に、事業活動について通常と異なることがあれば記入してください。



9 農業、林業、漁業の収入の内訳(つづき)

事業内容別売上（収入）金額【記入例1】

- 以下の事業を営んでいる場合

ア. 一本釣り漁で捕獲した魚の出荷	3,500万円	(漁業)	2
イ. 採取したあわびの出荷	500万円	(漁業)	3
ウ. 漁で釣れた魚を使用してひものに加工し出荷	500万円	(漁業)	1
エ. 民宿の収入	500万円	(宿泊業)	
ア～エの合計			5,000万円

(1) 調査票第1面 [7] 欄「事業所の売上（収入）金額」は上記のア～エの合計金額となります。

① 売上（収入）金額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上（収入）金額	1			5	0	0	0	0,000	

(2) 調査票第1面 [8] 欄「事業別売上（収入）金額」は上記（1）の事業別の内訳となります。

※「事業別内訳」欄の右端に◆印が印字されているものは、第1面 [5] 欄「この事業所の主な事業の内容」に印字されている事業内容の該当する欄となります。

事業別内訳	売上（収入）金額								
	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 農業、林業、漁業の収入	2	◆			4	5	0	0	0,000
⑭ 宿泊事業の収入	3				5	0	0	0,000	

(3) 調査票第2面 [9] 欄「農業、林業、漁業の収入の内訳」は上記（2）のうち「①農業、林業、漁業の収入」の事業内容ごとの内訳となります。

ここでは、ア～ウの合計金額を「海面漁業（養殖を除く）」に記入します。

海面漁業（養殖を除く）	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670</

[16] 事業所調査票（鉱業、採石業、砂利採取業） 第2面

※ [16]事業所調査票 第1面の記入のしかたについては、26~31ページ『[15]~[20]事業所調査票 第1面』を参照してください。

記入上の注意

- ✓ 金額は円単位で記入してください。(円未満四捨五入)
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

[16]

鉱業

9 費用総額及び給与総額

- 令和2年1月から12月までの1年間に費用総額等について記入してください(この期間で記入できない場合は、令和2年を最も多く含む決算期間について記入してください)。(円未満四捨五入)

	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)					1	6	0	1	0 0,000
うち給与総額					3	2	8	6	0,000

9 費用総額及び給与総額

- ◆ この事業所が、令和2年1月から12月までの1年間に、鉱業活動を営む上で投入した費用(労務費、人件費、福利厚生費等を含んだ総額)を記入してください。
- ※ 令和2年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、令和2年を最も多く含む決算期間について記入してください。
- ・「費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)」……この事業所が、令和2年1月から12月までの1年間に、鉱業活動を営む上で投入した費用(労務費、人件費、福利厚生費等を含んだ総額)を記入してください。
- ・「給与総額」……この事業所に所属する従業者(臨時雇用者を含む)に対し、就業規則、給与規定及び労働協約などに基づいて、令和2年1月から12月までの1年間に支払われた月例給と賞与等のすべてをいいます。基本給のほか、扶養手当、地域手当、超過勤務手当、通勤手当などの諸手当を含め、所得税、住民税、社会保険料などを差し引く前の、いわゆる「税込みの支給額」で記入してください。

10 生産数量及び生産金額

- ◆ この事業所が、令和2年1月から12月までの1年間に生産した鉱業品を、品目ごとに記載している条件(「精含量」、「製品」など)に従って記入してください。委託生産分も含めます。

<品目の内容例示>については、[16]-3~[16]-4ページを参照してください。

(1)「品目名(条件)」について

生産数量及び生産金額に記入する数値は、品目ごとに記載している以下「条件」に従って記入してください。

- 精含量 選鉱によって得られた精鉱中の金属の含有量です。
单一の鉱石(例えば「金鉱」)であっても、複数の金属(「金」と「銀」など)を含有している鉱石を生産している場合は、含有している金属ごとに「生産数量(精含量)」及び「生産金額」を記入してください。
- 精炭 選炭、洗炭した石炭です。
- 基準状態 「天然ガス」のガス量表示の基準状態とは、温度15.6°C(60°F)、絶対圧101325Pa(760mmHg)、水蒸気で飽和された状態をいいます。また、「標準状態」から「基準状態」への換算式は、次のとおりです。
$$\text{「基準状態」の体積 (千m}^3\text{)} = \text{「標準状態」の体積 (千m}^3\text{)} \times 1.076$$
- 製品 採掘した原石のまま出荷したもの及び採石現場で粉碎、水ひ(簸)、乾燥などの加工をして出荷したもの

10 生産数量及び生産金額(単位未満四捨五入)

- 品目名に記載してある条件及び単位で、令和2年1月から12月までの1年間に日本国内で生産、探査した数値を記入してください。
- 生産数量には、他社に委託して生産した分も含めます。
- 生産金額は生産工程を経て製品になった時点の価格によるもので、保険料、積込み料、運賃、販売諸掛りなどの販売経費は含めません。

番号	品目名(条件)	生産数量 (年間)	生産金額(年間)			番号	品目名(条件)	生産数量 (年間)	生産金額(年間)			
			千億	百億	十億				千億	百億	十億	円
金 属 鉱 物												
9111	金鉱(精含量)	g						0.000	9131	鉄鉱(精含量)	t	
9112	銀鉱(精含量)	kg						0.000	9199	その他の金属鉱物	/	
9121	銅鉱・亜鉛鉱(精含量)	t						0.000				
石 炭 ・ 亞 炭												
9211	石炭(精炭)	t						0.000	9221	亜炭(精炭)	t	
原 油 ・ 天 然 ガ ス												
9311	原油	kl						0.000	9329	その他の原油・天然ガス	/	
9321	天然ガス(基準状態)	km ³						0.000				
採石、砂・砂利・玉石採取												
9411	花こう岩・同類似岩石(製品)	t	64312	t	1	0	8	2	0	0.000	9461	砂岩(製品)
9421	石英粗面岩・同類似岩石(製品)	t						0.000	9471	粘板岩(製品)	t	
9431	安山岩・同類似岩石(製品)	t						0.000	9481	砂・砂利・玉石	/	
9441	大理石(製品)	t						0.000	9499	その他の採石、砂・砂利・玉石	/	
9451	ぎょう灰岩(製品)	t						0.000				
窯業原料用鉱物(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料に限る)												
9511	木節・頁岩粘土	t						0.000	9551	けい石	t	
9513	がいろ目粘土	t						0.000	9561	人造けい砂(製品)	t	
9519	その他の耐火粘土	/						0.000	9562	天然けい砂(含むがいろ目けい砂)	t	
9521	ろう石・ろう石クレー	t						0.000	9571	石灰石	t	
9531	ドロマイ特	t						0.000	9591	陶石・陶石クレー	t	
9541	長石・半花こう岩・風化花こう岩(含むサバ)	t						0.000	9599	その他の窯業原料用鉱物	/	
そ の 他 の 鉱 物												
9911	酸性白土	t						0.000	9941	滑石	t	
9921	ペントナイト	t						0.000	9999	他の鉱物	/	
9931	けいそう土	t						0.000				

(2)「生産数量」について

「生産数量」欄に「単位記号」(t, kg, kl, 千m³など)が記載されている品目は、記載している単位記号に對応する数量で生産数量を記入してください。

(3)「生産金額」について

生産金額は、生産工程を経て製品になった時点の価格をいい、保険料、積込み料、運賃、販売諸掛りなどの販売経費は含めないでください。

- 生産金額から販売経費を差し引くことができない場合は、この事業所の最寄駅貨車乗り渡し又は船積渡しの金額で記入してください。
- 金属鉱物の複雑鉱(多種類の金属を含む鉱物)の生産金額は、有価成分ごとに区分し、それぞれの条件によって記入してください。

1) 主体鉱種

$$\text{生産金額} = \{\text{壳鉱協定価格(又は建値)} \times \text{鉱石中金属含有量} \times \text{精錬実収率}\} - (\text{粉鉱処理費} + \text{溶錬費} + \text{精錬費} + \text{鉱石運賃})$$

2) 随伴鉱種

$$\text{生産金額} = \{\text{壳鉱協定価格(又は建値)} \times \text{鉱石中金属含有量} \times \text{精錬実収率}\} - \text{精錬費}$$

- 粗鉱を他の選鉱場に出荷した場合の生産金額は、精鉱の価格から選鉱費及び運賃、諸掛けを差し引いて記入してください。

[16] 事業所調査票（鉱業、採石業、砂利採取業） 第2面（つづき）

〈品目の内容例示〉

番号	品目名(条件)	数量単位	内容例示
金属鉱物			
9111	金鉱(精含量)	g	金鉱、砂金
9112	銀鉱(精含量)	kg	銀鉱、輝銀鉱、濃紅銀鉱
9121	鉛鉱・亜鉛鉱(精含量)	t	鉛鉱、方鉛鉱、亜鉛鉱、閃亜鉛鉱
9131	銅鉱(精含量)	t	銅鉱、赤銅鉱、磁銅鉱、褐銅鉱
9199	その他の金属鉱物	—	銅鉱、黃銅鉱、赤銅鉱、斑銅鉱、白金鉱、硫化銅鉱、すず鉱、砂すず鉱、アンチモン鉱、水銀鉱、そう銅鉱、砂鉄鉱、タンクスチル鉱、マンガン鉱、クロム鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱、ひ鉱 など
石炭・亜炭			
9211	石炭(精炭)	t	一般炭、無煙炭、れき(瀝)青炭、石炭水洗、石炭選炭、褐炭(亜炭を除く)
9221	亜炭(精炭)	t	亜炭
原油・天然ガス			
9311	原油	kl	原油、天然アスファルト、れき(瀝)青油
9321	天然ガス(基準状態)	千m ³	天然ガス
9329	その他の原油・天然ガス	—	天然ガソリン、炭酸ガス
採石、砂・砂利・玉石採取			
9411	花こう岩・同類似岩石(製品)	t	花こう岩、せん緑岩、はん岩、はんれい岩、片麻岩、御影石
9421	石英粗面岩・同類似岩石(製品)	t	石英粗面岩、りゅうもん岩
9431	安山岩・同類似岩石(製品)	t	安山岩、輝石安山岩、粗面岩、ひん岩、鉄平石、根府川石、小松石 など
9441	大理石(製品)	t	大理石、結晶質石灰岩
9451	ぎょう灰岩(製品)	t	ぎょう灰岩、芦野石、伊豆若草石、大谷石、小室石、七沢石、房州石 など
9461	砂岩(製品)	t	砂岩、出雲石、多胡石 など
9471	粘板岩(製品)	t	粘板岩、玄昌石
9481	砂・砂利・玉石	—	砂、砂利、玉砂利、玉石
9499	その他の採石、砂・砂利・玉石	—	かんらん岩、輝石かんらん岩、オリビンサンド、蛇紋岩、玄武岩、黒よう石、真珠岩、火山灰、軽石、庭石、鹿沼土 など

番号	品目名(条件)	数量単位	内容例示
窯業原料用鉱物(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料に限る)			
9511	木節・頁岩粘土	t	木節粘土、頁岩粘土
9513	がいろ目粘土	t	がいろ目粘土
9519	その他の耐火粘土	—	
9521	ろう石・ろう石クレー	t	ろう石、ろう石クレー
9531	ドロマイト	t	ドロマイト、苦灰石、白雲石
9541	長石、半花こう岩、風化花こう岩(含むサバ)	t	長石、半花こう岩、アPLIT、風化花こう岩、まさ(真砂)、サバ(砂婆)、そうけい(藻珪)
9551	けい石	t	軟けい石、白けい石、炉材けい石
9561	人造けい砂(製品)	t	人造けい砂
9562	天然けい砂(含むがいろ目けい砂)	t	天然けい砂、がいろ目けい砂
9571	石灰石	t	石灰石
9591	陶石・陶石クレー	t	陶石、天草陶石、陶石クレー など
9599	その他の窯業原料用鉱物	—	石こう、らん晶石、けい線石、紅柱石、陶土、カオリンなど
その他の鉱物			
9911	酸性白土	t	酸性白土
9921	ベントナイト	t	ベントナイト
9931	けいそう土	t	けいそう土
9941	滑石	t	滑石
9999	他に分類されないその他の鉱物	—	粘土(窯業原料用を除く)、絹雲母、緑泥石、ふつ(沸)石、ひる石、重晶石、ざくろ石、エメリー、トリポリー、めのう、こはく、工芸用水晶、宝石、電気石、石けん石、溶岩、方解石、ほたる石、りん鉱石、黒鉛、ダイアスピア、天然氷、かん水 など

備考

備考

- 令和2年4月から5月までコロナウィルス対応のため事業時間短縮

- 令和2年に、事業活動について通常と異なることがあれば記入してください。

[17] 事業所調査票（製造業） 第2面

※ [17]事業所調査票 第1面の記入のしかたについては、26~31ページ『[15]~[20]事業所調査票 第1面』を参照してください。

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。(万円未満四捨五入)
- ✓ 金額が1千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

④ この事業所の従業者数	・6月1日現在の従業者数を記入してください。
(3) この事業所に従事している人の男女計 (⑦-⑥-⑧+⑨+⑩)	<input type="text"/> 人

4 この事業所の従業者数

- ◆ 第2面については、第1面④欄「この事業所の従業者数」(3)の人数によって、記入箇所が異なります。以下を参考にして調査票に記入してください。

調査票	第1面④欄「この事業所の従業者数」(3)の人数	記入する調査票の項目番号
第2面	9人以下	⑨・⑩(「合計★」欄のみ)、⑬(「イ 品目別製造品在庫額」を除く)、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱
	10人以上29人以下	⑨・⑩(「合計★」欄のみ)、⑪(「土地★」、「有形固定資産」の「計★」欄のみ)、⑫(「製造品①★」、「半製品及び仕掛品②★」欄のみ)、⑬(「イ 品目別製造品在庫額」を除く)、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱
	30人以上	全て

9 人件費及び人材派遣会社への支払額

※第1面④欄「この事業所の従業者数」(3)が29人以下の場合は、合計のみ記入してください。

- ◆ この事業所が令和2年1月から12月までの1年間に支給した給与額又は支給すべき給与額について、所得税、保険料、組合費などを差し引く前の額で記入してください。
- ◆ この事業所の敷地とは別の場所にある自家発電所、自家用倉庫の人件費及び人材派遣会社への支払額は含めません。
- (1)欄は、常用雇用者及び有給役員(第1面④欄「この事業所の従業者数」の③+④+⑤)に該当する者のうちこの事業所に従事している者に対する基本給、諸手当(家族手当、超過勤務手当、通勤手当、休業手当など)、特別に支払われた給与(期末賞与など)を記入してください。
 - (2)欄は、上記雇用者に対する退職金や解雇予告手当、第1面④欄「この事業所の従業者数」のうち「⑨出向」に対する支払額、「臨時雇用者」に対する給与、「⑧送出者(別経営の事業所へ出向又は派遣している人)」に対する負担額などを記入してください。調査時点(令和3年6月1日時点)で臨時雇用者がいない場合でも、令和2年に臨時雇用者を雇用して支払った給与がある場合は、ここへ記入してください。
 - (3)欄は、第1面④欄「この事業所の従業者数」の「⑩派遣」に係る人材派遣会社への支払額を記入してください。

9 人件費及び人材派遣会社への支払額		金額
(令和2年1月から12月までの1年間)		千億百億十億 億 千百万十万 万 円
(1) 常用雇用者及び有給役員(第1面④欄「この事業所の従業者数」の③+④+⑤)に該当する者のうちこの事業所に従事している者に対する基本給、諸手当(特に賃貸料等)に対する支払額		163660 0.000
(2) 常用雇用者(④・⑤)及び有給役員(③)に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者(⑨)による支払額、臨時雇用者(⑩)に対する支払額、送出者(⑧)に対する負担額など		9442 0.000
(3) 派遣受入者(⑩)に係る人材派遣会社への支払額		986 0.000
合計★		174088 0.000

10 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額		金額
(令和2年1月から12月までの1年間)		千億百億十億 億 千百万十万 万 円
原材料使用額		572907 0.000
燃料使用額		2352 0.000
電力使用額		9770 0.000
委託生産費(外注加工費)	原材料又は製品を、他企業の国内事業所に支給して製造、加工を委託した場合、これに支払った加工費又は支払うべき加工費	186933 0.000
製造等に関連する外注費	生産設備の保守・点検、機械・装置の操作、製品の検査・梱包、製品に組み込まれるソフトウェアの開発、製品の据付に係る建設業務、販売した製品の保守・修理等の外注費用を記入してください。	22198 0.000
転売した商品の仕入額	令和2年中に実際に売り上げた転売品(在庫は除く)に対する仕入額(年初転売品在庫額+当年転売品仕入額-年末転売品在庫額)	87625 0.000
合計★		881785 0.000

10 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額(年間)

※第1面④欄「この事業所の従業者数」(3)が29人以下の場合は、合計のみ記入してください。

- ◆ 管理・販売部門の外注費及び派遣会社への支払額は含めません。

原材料使用額

- この事業所が所有する燃料以外のすべての製造加工用等の原材料のうち、実際に製造等に使用した総使用額を記入してください(購入額を記入するものではありません)。また、自己の所有するものに限ります。

○「原材料」に含むもの(例示)

主要原材料、補助材料、容器・包装材料、耐用年数1年未満の工具・器具・備品、機械油、購入した水、作業用・事務用消耗品、購入した部分品(当該工場で原材料を使用して中間製品を作成、その中間製品を製造加工のために使用した場合は、当初使用した原材料費のみを計上)、工場維持のために必要な材料・消耗品(固定資産勘定に計上すべきものは除き、工場建物・設備などの小修理に使用されたもの)

- 同じ企業に属する他の事業所から受け入れたものは、市価に換算して記入してください。
- 通常は燃料として使用されるものでも、原材料として使用した場合、例えば電極用コークスの製造に用いられた石炭、ゴム溶剤に用いられた揮発油などは、原材料使用額に含めます。
- 下請工場等に原材料又は製造した製品を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額を計上します(加工費は「委託生産費」に計上します)。
- 原材料であっても、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するものは「転売した商品の仕入額」に記入してください。

燃料使用額

- 生産段階での使用額、荷物運搬用及び暖房用の燃料費(石油、ガス、石炭等)、自家発電用の燃料費などを記入してください。
- 同じ企業に属する2つ以上の事業所に送電している自家用火力発電所が使用した石炭、石油などの使用額は、1年間の「製造品出荷額等」の最も多かった事業所にまとめて記入してください。
- 仕入れてそのまま販売するものは含めません。「転売した商品の仕入額」に記入してください。

電力使用額

照明や空調に利用されたものやこの事業所で購入した電力の使用額を記入してください。ただし、自家発電分は除きます。

委託生産費(外注加工費)

- この事業所が所有する原材料又は製造した製品を支給して、他企業の国内事業所に製造加工を委託した場合、これに支払った加工費を記入してください。この場合、支給した原材料等は、「原材料使用額」に記入してください。原材料等を支給しない(※)で、他の事業所に製造を依頼した注文製品の買取代金は含めません。
- (※)原材料を「他企業の事業所」が自ら調達した場合(この事業所が所有する原材料の所有権を「他の事業所」に移転して製造加工させた場合も含めます)。
- この欄に記入した場合、⑬欄「ア 品目別製造品出荷額」にも記入する必要があります。

製造等に関連する外注費

- 事業所収入(「製造品出荷額」、「加工費収入額」及び「その他収入額」)に直接関連する外注費で、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品の検査・梱包、製品に組み込まれるソフトウェアの開発、製品の据付に係る建設業務、販売した製品の保守・修理等の外注費用を記入してください。
- 委託生産費(外注加工費)、派遣会社への支払額、固定資産に計上されるものは除きます。
- 警備、清掃、福利厚生、管理事務、構外運送、広告・宣伝などの管理・販売部門における外注費用は除きます。

転売した商品の仕入額

- 以下のような計算により、令和2年中に実際に売り上げた転売品に対応する仕入額を記入してください。また、ここに記入した場合は、第1面⑧欄「事業別売上(収入)金額」のうち「④卸売の商品販売額」又は「⑤小売の商品販売額」も記入してください。

$$\text{年初転売品在庫額} + \text{当年転売品仕入額} - \text{年末転売品在庫額}$$

- 転売品とは、他の企業(同一企業に属する他の事業所を含む)から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもので、検査・選別・洗浄・包装・小分け、充てんなどの販売に伴う軽度な加工をしたものを含めます(ただし、食料品の真空包装及び医薬品の小分けは除きます)。

[17] 事業所調査票（製造業） 第2面（つづき1）

II 有形固定資産										
※第1面④欄「この事業所の従業者数」の(3)が10人以上29人以下の事業所は、★印の欄(黄色)のみ記入してください。なお、9人以下の事業所については記入不要です。										
◆ 金額は、帳簿価額で記入してください。それが困難な場合は、見積もり価額（「取得額」の欄については購入価額）によってください。借用・借地の場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。										
◆ 有形固定資産を「土地」と「有形固定資産(土地を除く。)」に区分して記入してください。										
◆ この事業所の敷地とは別の場所にある自家発電所、自家用倉庫の有形固定資産は含めません。										
（注）取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産を一括償却資産として処理した場合は、有形固定資産に記入する必要はありません。										
年初現在高										
以下の計算により、「土地」、「有形固定資産(土地を除く。)」とも、令和2年の年初現在高を、帳簿価額（資産台帳、財産目録、貸借対照表など）によって記入してください。										
なお、減価償却を間接法によって行う場合の帳簿価額とは、減価償却累計額を当該有形固定資産勘定から差し引いたものをいいます。										
年初現在高 = 前年年初現在高 + 前年取得額 - 前年除却・売却による減少額 - 前年減価償却額										

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。(万円未満四捨五入)
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

II 有形固定資産

[17]
製
造
業

※第1面④欄「この事業所の従業者数」の(3)が10人以上29人以下の事業所は、★印の欄(黄色)のみ記入してください。なお、9人以下の事業所については記入不要です。

- ◆ 金額は、帳簿価額で記入してください。それが困難な場合は、見積もり価額（「取得額」の欄については購入価額）によってください。借用・借地の場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。
- ◆ 有形固定資産を「土地」と「有形固定資産(土地を除く。)」に区分して記入してください。
- ◆ この事業所の敷地とは別の場所にある自家発電所、自家用倉庫の有形固定資産は含めません。

土 地		工場及び事業所の敷地のほか、社宅敷地、運動場、農園などの経営附属用の土地(構外のものを含む)
有形固定資産 (土地を除く。)	① 建物	工場、事業所、社宅、その他経営附属物(構外のものを含む)、附属設備(エレベータ、暖房・照明・通風設備など)
	② 構築物	ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突、その他土地に定着する土木設備、工作物、舗道、駐車場など(減価償却の対象となるものに限ります。また、構外のものも含めます。)
	③ 機械、装置	原動機類、製造加工用の機械、装置、コンベヤ、ホイスト、起重機(建物に附属するものを除く)などの運搬設備、その他附属設備 溶鉱炉、れんが窯、分溜塔など、物に物理的又は化学的变化を加える固定設備も含む
	④ 船舶	船舶、水上運搬具
	⑤ 車両、運搬具	鉄道車両、自動車、その他陸上運搬具など
	⑥ 工具、器具、備品等	容器を含み、耐用年数1年以上で特例を除き1件10万円以上のもの

(注) 取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産を一括償却資産として処理した場合は、有形固定資産に記入する必要はありません。

年初現在高

以下の計算により、「土地」、「有形固定資産(土地を除く。)」とも、令和2年の年初現在高を、帳簿価額（資産台帳、財産目録、貸借対照表など）によって記入してください。

なお、減価償却を間接法によって行う場合の帳簿価額とは、減価償却累計額を当該有形固定資産勘定から差し引いたものをいいます。

$$\text{年初現在高} = \text{前年年初現在高} + \text{前年取得額} - \text{前年除却・売却による減少額} - \text{前年減価償却額}$$

取得額

令和2年の1年間の増加額を帳簿価額で記入してください。また、この事業所が使用するために外国から直接輸入したもの(貿易業者などを通じて輸入したものを含む)は、中古であっても「新規のもの」の欄に記入してください。

■「土地」

- 土地の取得額は、令和2年中に登記が済んだ土地の金額をすべて記入してください。
- 埋立て、地盛り、地ならしなどの造成、改良などによって既存の資産の帳簿価額が増加した場合は、その増加額を記入してください。
- 原材料採取のために取得した土地も含めます。
- **借地分は除きます。**(借地の場合は「備考」欄にその旨記入してください。)

■「有形固定資産(土地を除く。)」

- 令和2年の1年間の購入、建設、自家製作、他の事業所からの受入れ、建設仮勘定からの振替などによる取得額を、帳簿価額又は評価額で記入してください。
- 増改築、改造、増設などによって、既存の資産の帳簿価額が増加した場合は、その増加額を記入してください。
- **借用分(リース、レンタル等を含む)は除きます。**

除却・売却による減少額

■「土地」

- 売却などによる除却額を記入してください。
- 原材料を採取したために枯渇資産として減耗償却したものも、土地の除却に含めます。

■「有形固定資産(土地を除く。)」

- 売却、撤去、減失、同じ企業に属する他の事業所への引き渡しなどによる除却額を記入してください。
- 災害などにより部分的損失が生じ、その資産の帳簿価額が減少した場合は、その減少額を記入してください。

減価償却額

減価償却費として有形固定資産勘定から控除した金額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた金額を記入してください。なお、減価償却額がなかった場合は、減価償却額の欄に「0」を記入してください。

建設仮勘定

- 「建設仮勘定」とは、建物、構築物、機械、装置、船舶、車両などの有形固定資産を建設するようなときに、完成まで数年を要する場合、この建設に要した材料費、労務費、経費などを完成するまで一時的に処理する仮勘定で、完成後はそれぞれの資産勘定に振り替えられるものです。
- 「建設仮勘定」を設定している事業所については、令和2年1年間にこの勘定の借方に仕分けられた金額を「増」に、同期間にこの勘定の貸方に仕分けられた金額(この勘定から有形固定資産勘定に振り替えられた金額)の合計を「減」に記入してください。
- ソフトウェアなどの無形固定資産及び土地は除きます。

[17]
製
造
業

(17) 事業所調査票（製造業） 第2面（つづき3）

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。(万円未満四捨五入)
 - ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
 - ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

【17】
製造業

14 製成品出荷額等に占める直接輸出額の割合★
(令和2年1月から12月までの1年間)
(直接輸出とは、自己又は自社名義で通関手続を行ったもの。)
第1面⑦欄「事業所の売上(収入)金額」に対する直接輸出額の割合を、小数点第2位まで記入してください。

割合(単位:%)	7.21
----------	------

15 主要原材料名★

ア 購入したもの

 基盤、半導体、IC、
 電子部品、ハードディスク

イ 他の企業から支給されたもの(無償)

 電子部品

14 製成品出荷額等に占める直接輸出額の割合

- ◆ 直接輸出額とは、この事業所が直接自社又は自己名義で通関手続を行い、輸出許可書の交付を受けたものをいい、商社等他の企業を経由して輸出したものは含めません。
 - ◆ 第1面⑦欄の「事業所の売上(収入)金額」に対する直接輸出額の割合を小数点第2位(小数点第3位を四捨五入)まで記入してください。

[17]
製造業

15 主要原材料名

- ◆ 製造品と原材料の関係を見る上で必要ですので、主要なものを具体的に記入してください。
 - ◆ 購入又は他の企業から支給されて使用した原材料のうち、主なものを記入してください。
なお、購入又は他の企業から支給された原材料を使用して中間製品を作り、さらに、この中間製品を製造加工のために使用した場合は、最初に購入又は支給された原材料名を記入してください。
 - ◆ 「ア 購入したもの」に記入がある場合は、⑬欄「ア 品目別製造品出荷額」の項目に記入があります。
「イ 他の企業から支給されたもの」に記入がある場合は、⑬欄「ウ 加工賃収入額」の項目に記入があります。

16 工業用地及び工業用水

※第1面④欄「この事業所の従業者数」の(3)が29人以下の事業所は、記入不要です。

- 「ア 事業所敷地面積」には、令和3年6月1日現在において、この事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積を記入してください。

 - ・貸ビル内に事業所がある場合は、その使用床面積の比率に応じた敷地面積を記入してください。
 - ・事業所の隣接地にある拡張予定地で、この事業所が占有している場合は、その拡張予定地の面積を含めます。
 - ・鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、福利厚生施設などに使用している敷地が、生産設備などのある敷地と道路（公道）・埠・柵など何らかの手段で区別される場合は、その敷地の面積は含めません。

■「工業用水」とは、事業所内で工業生産のために使用される用水をいいます。

17 作業工程

- ◆ **[13]欄「ア 品目別製造品出荷額」に記入した製造品及び [13]欄「ウ 加工賃収入額」に記入した賃加工品のうち、主な製品についての作業の工程を段階的に記入してください。**
 - ◆ **製造方法、機械作業、手作業の内容などのあらましを、わかりやすく記入してください。**

備考

- ◆ 各調査項目について、前年に比べ著しく大きいか小さい数値のとき(例:2倍以上や1／2以下など)は、その理由を記入してください。
 - ◆ **[11]**欄「有形固定資産」計について、この調査票に記入した年初現在高と前年調査票(前年に「2020年工業統計調査票」を提出している場合)から計算される年末現在高が一致していない場合は、その理由を記入してください。
 - ◆ **[11]**欄「有形固定資産」の取得額の計が、「建設仮勘定の減」より著しく小さいときは、その理由を記入してください。

16 工業用地及び工業用水										
ア 事業所敷地面積（令和3年6月1日現在） 事業所で使用している敷地の全面積を記入してください。 賃借を含めます。					面積（単位：平方メートル）					
	千万	百万	十万	万	千	百				
					4	6				
					0	8				
イ 1日当たり水源別用水量（令和2年1月から12月までの1年間の1日当たりの使用量）										
用水量（単位：立方メートル）										
淡水	区分			百万	十万	万	千	百	十	-
	公共水道	1	工業用水道						9	5
		2	上水道						6	0
	3	井戸水（井戸、湧水から取水した水）								
	4	その他の淡水								
	5	回収水								
	合計								1	5
海水										

16 工業用地及び工業用水

※第1面④欄「この事業所の従業者数」の(3)が29人以下の事業所は、記入不要です。

- 「ア 事業所敷地面積」には、令和3年6月1日現在において、この事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積を記入してください。
 - ・貸ビル内に事業所がある場合は、その使用床面積の比率に応じた敷地面積を記入してください。
 - ・事業所の隣接地にある拡張予定地で、この事業所が占有している場合は、その拡張予定地の面積を含めます。
 - ・鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、福利厚生施設などに使用している敷地が、生産設備などのある敷地と道路（公道）・埠・柵など何らかの手段で区別される場合は、その敷地の面積は含めません。
 - 「工業用水」とは、事業所内で工業生産のために使用される用水をいいます。
従業者の飲料水や雑用水は含めますが、動力として使用される水（水車や水力発電機を稼働させる水など）は除きます。
 - ・「イ 1日当たり水源別用水量」は、令和2年1月から12月までの1年間に事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったものです。1立方メートル未満は、四捨五入します。
 - ・工業用水の使用量が不明の場合には、例えばポンプなどの能力、運転時間、流出量などによって1日当たりの推定使用量を記入してください。
 - ・水源別の区分は、以下の通りです。

公共水道	都道府県又は市区町村によって経営される水道から供給を受ける水
1 工業用水道	飲用に適さない工業用水を供給するもの
2 上水道	一般の水道のことと、人の飲用に適する水を供給するもの
3 井戸水	浅井戸、深井戸又は湧水から取水する水 海水の影響を受けていない水源の井戸水に塩分が含まれている場合は「海水」とせず「井戸水」とする。
4 その他の淡水	上記のいずれにも属さない水で、「5 回収水」以外のもの <ul style="list-style-type: none"> ・河川、湖沼又は貯水池から取水する水(地表水) ・河川敷などにおいて集水埋きよによって取水する水(伏流水) ・農業用水路から取水する水 ・他の工場、事業所から供給を受ける水 など
5 回収水	事業所内で一度使用した水のうち、循環させて使用している水 回収装置(冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置など)を通すかどうかは問わない。

[18] 事業所調査票（卸売業、小売業） 第2面

※ [18]事業所調査票 第1面の記入のしかたについては、26~31ページ『[15]~[20]事業所調査票 第1面』を参照してください。

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。(万円未満四捨五入)
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

9 年間商品販売額等

- 令和2年1月から12月までの1年間（この期間で記入できない場合は、令和2年を最も多く含む決算期間）の商品販売額、商品売買に関する仲立手数料収入、卸売販売額に占める本支店間移動の割合及び国外販売（直接輸出）の割合及び販売商品に関する修理料収入について記入してください。
- 金額は万円未満を四捨五入で記入し、金額で記入できない場合は、第1面の⑧欄「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」と「⑤小売の商品販売額」の合計値を100%（分母）として、それぞれの項目の占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

(1) 年間商品販売額

第1面の⑧欄「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「⑤小売の商品販売額」の内訳について、同封の『分類表（卸売業、小売業）』の中から、分類番号、商品名、販売金額を記入し、卸売・小売の別を○で囲んでください。ただし、代理・仲立手数料は、「(2)商品売買に関する仲立手数料収入」欄に記入してください。なお、本店から支店への商品振替分などは「卸売」として記入してください。

分類番号	分類表の商品名	販売金額（年間）							又は割合（%）		
		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
5 8 6 3 1	パン（製造小売） (卸売・小売)					6 0 0 0	0.000				
5 8 9 5 1	料理品（他から仕入れたもの又は作り置きのもの） (卸売・小売)					5 4 0 0	0.000				
5 2 1 2 1	雑穀・豆類 (卸売・小売)					3 5 0 0	0.000				
5 8 9 3 1	飲料（牛乳を除く・茶類飲料を含む） (卸売・小売)					2 5 0 0	0.000				
5 2 2 5 1	飲料（茶類飲料を含む） (卸売・小売)					1 0 0 0	0.000				
5 8 9 4 1	茶類（葉、粉、豆などのもの） (卸売・小売)					6 0 0	0.000				
5 8 9 2 1	牛乳 (卸売・小売)					6 0 0	0.000				
5 8 9 9 2	乳製品 (卸売・小売)					5 0 0	0.000				
5 8 6 2 1	菓子（非製造小売） (卸売・小売)					3 0 0	0.000				
5 8 9 9 9	他の飲食料品 (卸売・小売)					1 0 0	0.000				
6 0 2 3 1	陶磁器・ガラス器 (卸売・小売)					1 0 0	0.000				
5 8 9 6 1	米穀類 (卸売・小売)					5 0	0.000				
5 8 9 8 1	乾物 (卸売・小売)					3 0	0.000				

(2) 商品売買に関する仲立手数料収入

該当する番号を○で囲み、「1 ある」の場合は、その収入金額を記入してください。

仲立手数料収入の有無	収入金額（年間）							又は割合（%）
	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	
① ある →					4 5 0 0	0.000		
② ない								

(3) 卸売販売額に占める本支店間移動、国外販売（直接輸出）の割合

代理・仲立手数料を除いた卸売の年間商品販売額に占める①本支店間移動、②国外販売（直接輸出）の割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

①本支店間移動	②国外販売（直接輸出）
1 0 %	2 %

- 「①本支店間移動」とは、企業内の本支店間、支店相互間で帳簿上商品の振り替えを行った場合をいいます。
- 「②国外販売（直接輸出）」とは、自社（自分）名義で通関手続きを行って国外に商品を輸出した場合をいいます。したがって、国外にある自企業の支店に商品を輸出した場合は「①本支店間移動」とはせず、「②国外販売（直接輸出）」とします。

(4) 販売商品に関する修理料収入（販売商品と同種商品の修理のみ）

該当する番号を○で囲み、「1 ある」の場合は、その収入金額を記入してください。

修理料収入の有無	収入金額（年間）							
	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	
① ある →								
② ない								

9 年間商品販売額等

令和2年1月から12月までの1年間（この期間で記入できない場合は、令和2年を最も多く含む決算期間）の商品販売額、商品売買に関する仲立手数料収入、卸売販売額に占める本支店間移動の割合及び国外販売（直接輸出）の割合、販売商品に関する修理料収入について記入してください。

(1) 年間商品販売額

- 第1面の⑧欄「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「⑤小売の商品販売額」の内訳について、同封の『分類表（卸売業、小売業）』の中から、5桁の分類番号、分類表の商品名及び販売金額（年間）を記入し、卸売・小売の別を○で囲んでください。（商品券、プリペイドカード、切手等の販売額は除きます。）
- 取扱商品がどの分類に該当するか不明の場合は、同封の『分類表（卸売業、小売業）』の2~7ページ（卸売商品の内容例示）又は9~13ページ（小売商品の内容例示）の例示を参照してください。

* 同じ商品であっても「卸売商品」と「小売商品」では分類番号及び商品名が異なります。

- 「受託販売」を行っている場合は、手数料ではなく顧客から受け取った金額を記入してください。
- 代理・仲立手数料は、販売金額には含めず、「(2)商品売買に関する仲立手数料収入」に記入してください。
- 金額での記入ができない場合は、第1面の⑧欄「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「⑤小売の商品販売額」の合計金額を100%とした割合（小数点以下四捨五入）で記入してください。金額で記入可能な場合は、割合の記入は不要です。
- 取扱商品が15品目を超える場合は、同封の「補助用紙」に16品目以降（調査票本体の回答欄に記入できなかった品目）について、該当する品目（商品名）に記入し、調査票と一緒に提出をお願いします。
 - その際は「市区町村コード、調査区番号、事業所番号、*、整理番号」を確認（印字されていない場合は調査票本体から転記）のうえ、整理番号が一致している「補助用紙」を利用してください。
 - なお、「補助用紙」は「小売業」、「卸売業」の両面で構成されています。
 - 「補助用紙」がない場合は、実施事務局あてに御連絡ください。

(2) 商品販売に関する仲立手数料収入

- 「(2)商品売買に関する仲立手数料収入」には、他の事業所のために卸売業の商品売買の代理行為や仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行っている場合に、その取引の代理、仲立行為から得た手数料を記入してください。
- DPE（現像・焼付・引伸）、宅配便取次など取引業者からの受取手数料は含めません。
- 金額での記入ができない場合は、第1面の⑧欄「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「⑤小売の商品販売額」の合計金額を100%とした割合（小数点以下四捨五入）で記入してください。金額で記入可能な場合は、割合の記入は不要です。

(3) 卸売販売額に占める本支店間移動、国外販売（直接輸出）の割合

- 「①本支店間移動」とは、企業内の本支店間、支店相互間で帳簿上商品の振り替えを行った場合をいいます。
- 「国外販売（直接輸出）」とは、自社（自分）名義で通関手続きを行った輸出をいいます。代理・仲立手数料を除いた卸売の年間商品販売額に占める割合を記入してください。

(4) 販売商品に関する修理料収入

- 「(4)販売商品に関する修理料収入」には、商品を販売するかたわら、販売商品に関連した修理を行っている場合に、その修理料を記入してください（例：時計店で時計を販売するかたわら、時計を修理した場合の修理料収入）。

[18] 事業所調査票（卸売業、小売業） 第2面（つづき1）

※⑩欄以降は、調査票第1面の⑧欄「事業別売上(収入)金額」のうち「⑤小売の商品販売額」が最も多い場合に記入してください。

⑩ 小売販売額の商品販売形態別割合							第1面の⑧欄「事業別売上(収入)金額」のうち「⑤小売の商品販売額」について、商品販売形態別の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)	
①店頭販売	②訪問販売	③通信・カタログ販売 (インターネット以外)	④インターネット販売	⑤自動販売機による販売	⑥その他	合計		
8	5		1	0		5		100%

• ご用聞きによる販売は、「店頭販売」に含めます。
• 共同購入方式、新聞・牛乳などの月極販売は、「その他」に含めます。

⑪ セルフサービス方式の採用 該当する番号を○で囲んでください。

① セルフサービス方式を採用している (売場面積の50%以上)	セルフサービス方式とは、当該事業所の売場面積の50%以上について次の三つの条件を兼ね備えている場合をいいます。 ①客が値札等により各商品の値段がわかるような表示方法をとっていること ②店に備え付けられている買い物カゴ、ショッピングカード、トレーなどにより、客が自由に商品を選べるようなシステムをとっていること ③売り場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること 【セルフサービス方式に該当する例】総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ（100円ショップなど）など
② 採用していない	

[18]
卸
売
、
小
売

⑩ 小売販売額の商品販売形態別割合

- ◆ ⑧欄「⑤小売の商品販売額」を100(%)とし、その内訳を整数で記入してください。
- ◆ 自動車等の移動店舗やご用聞きによる販売は、「店頭販売」に含めます。
- ◆ 「訪問販売」とは、セールスマン、セールスレディ等が消費者の家庭などを訪問して商品を販売したものです。仮設会場での展示販売も含めます。
- ◆ 「通信・カタログ販売(インターネット以外)」とは、テレビ、ラジオ、カタログ等を用いて宣伝を行い、消費者から郵便、電話、FAXなどの通信手段により購入の申し込みを受けて商品を販売したものです(インターネットでの申し込み受付、販売は除きます。)。
- ◆ 「インターネット販売」とは、インターネットにより購入の申し込みを受けて商品を販売したものです。
- ◆ 「自動販売機による販売」とは、この事業所が管理している自動販売機により商品を販売したものです。
- ◆ 生活協同組合などの共同購入方式、新聞、牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売したものは、「その他」とします。

⑪ セルフサービス方式の採用

◆ 「1 セルフサービス方式を採用している」とは、この事業所の売場面積の50%以上について、次の3つの条件を兼ね備えている場合をいいます。

- ①客が値札等により各商品の値段がわかるような表示方法をとっていること
- ②店に備え付けられている買い物カゴ、ショッピングカード、トレーなどにより、客が自由に商品を選べるようなシステムをとっていること
- ③売り場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること

◆ セルフサービス方式に該当する例、該当しない例、紛らわしい例については、右表を参照してください。

1.セルフサービス方式に該当する主な例及び該当しない主な例

セルフサービス方式に該当する主な例	
<input type="radio"/> 総合スーパー	
<input type="radio"/> 専門スーパー(衣料品スーパー、食料品スーパー、住関連スーパー)	
<input type="radio"/> ホームセンター	
<input type="radio"/> ドラッグストア	
<input type="radio"/> コンビニエンスストア	
<input type="radio"/> ワンプライスショップ(100円ショップなど)	
<input type="radio"/> 大型カー用品店	

セルフサービス方式に該当しない主な例

<input checked="" type="checkbox"/> 百貨店(デパート) ※百貨店のほか、商店街にある従来型の店舗形態を採用している事業所が該当します。
<input checked="" type="checkbox"/> <衣服・身の回り品>
<input checked="" type="checkbox"/> 吳服店、寝具店、毛皮コート店、作業服店、げた・草履店、かばん袋物店、ネクタイ店、傘店
<input checked="" type="checkbox"/> <飲食料品>
<input checked="" type="checkbox"/> 米穀店、八百屋、果物屋、食肉店、牛乳販売店、お茶屋、乾物屋、和洋菓子店、まんじゅう屋、つくだ煮店、豆腐店
<input checked="" type="checkbox"/> <自動車・自転車>
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車店、二輪自動車(スクーターを含む)店、自転車店
<input checked="" type="checkbox"/> <機械器具>
<input checked="" type="checkbox"/> 家庭用電器店(家電量販店を含む)
<input checked="" type="checkbox"/> <その他>
<input checked="" type="checkbox"/> 家具・建具店、ふすま・障子店、畳店、仏具・神具店、陶磁器・ガラス製品店、化粧品店、農業用機械器具店、種苗店、肥料・飼料店、ガソリンスタンド(セルフ給油も含む)、楽器店、コンパクトディスク(CD)店(音楽用のもの)、テレビゲーム・ゲームソフト店、カメラ店、時計店、眼鏡店、たばこ店、骨とう品店、宝石店、ペットショップ

2.セルフサービス方式か否か紛らわしい例

	セルフサービス方式に該当する主な例	セルフサービス方式に該当しない主な例
<衣服・身の回り品>	<input type="radio"/> 衣料品店 <input type="radio"/> 靴店	<input type="radio"/> 紳士服・婦人服専門店 <input type="radio"/> 主に対面販売を中心とした店
<飲食料品>	<input type="radio"/> 酒店 <input type="radio"/> 鮮魚店 <input type="radio"/> パン屋 <input type="radio"/> そう菜・弁当屋	<input type="radio"/> 主に対面販売を中心とした店 <input type="radio"/> 主に対面販売を中心とした店 <input type="radio"/> 主に対面販売を中心とした店 <input type="radio"/> 主に対面販売を中心とした店
<その他>	<input type="radio"/> 金物・荒物店 <input type="radio"/> 日用品雑貨店 <input type="radio"/> 医薬品店 <input type="radio"/> 書籍店(本屋) <input type="radio"/> 文具・事務用品店 <input type="radio"/> スポーツ用品店 <input type="radio"/> 釣具店 <input type="radio"/> おもちゃ屋 <input type="radio"/> 花・植木店 <input type="radio"/> 中古品・リサイクルショップ	<input type="radio"/> ホームセンター <input type="radio"/> ワンプライスショップ(100円ショップなど) <input type="radio"/> ドラッグストア <input type="radio"/> 主に古本を取り扱う量販店 <input type="radio"/> 文具・事務用品量販店 <input type="radio"/> 対面販売を必要としない商品を中心とした店 <input type="radio"/> 釣具量販店 <input type="radio"/> がん具量販店 <input type="radio"/> 園芸センター <input type="radio"/> 対面販売を必要としない商品を中心とした店

[18]
卸
売
、
小
売

※⑩欄以降は、調査票第1面の⑧欄「事業別売上(収入)金額」のうち「⑤小売の商品販売額」が最も多い場合に記入してください。

12 売場面積 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
単位は、平方メートル（1坪=3.3m²換算）で記入してください。（小数点以下四捨五入）

十万	万	千	百	十	一
			6	5	0

平方メートル (m²)

- 商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積を記入してください。
- 店頭販売を行っていない事業所（訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売、自動販売機による販売）は、0（ゼロ）を記入してください。

13 営業時間 該当する番号を○で囲んでください。
「1 開店時刻及び閉店時刻がある」場合は、通常の開店時刻及び閉店時刻を12時間制で記入してください。

① 開店時刻及び閉店時刻がある（24時間営業以外）

（開店時刻） （閉店時刻）

1 午前 10 時 00 分 ~ 1 午前 09 時 00 分
 2 午後 10 時 30 分 ~ 2 午後 00 時 30 分

② 終日営業（24時間営業）

【記入例：営業時間が午前10時30分から深夜0時30分までの場合】

（開店時刻） 1 午前 10 時 30 分 ~ （閉店時刻） 1 午前 00 時 30 分
 1 午前 00 時 00 分 ~ 1 午前 00 時 30 分
 2 午後 00 時 30 分 ~ 2 午後 00 時 00 分

- 正午は午後00時00分、夜中の0時は午前00時00分になります。
- 訪問販売については、販売員などの出店・帰店時間を記入してください。
- 通信・カタログ販売、インターネット販売の場合は、従業者の勤務時間を記入してください。

14 店舗形態 この事業所の店舗形態について、該当するものがある場合は、番号を一つだけ○で囲んでください。

1 コンビニエンスストア	2 ドラッグストア	3 ホームセンター
--------------	-----------	-----------

13 営業時間

- ◆ 開店・閉店時刻がある場合は必ず午前、午後のどちらか1つを○で囲み、12時間制で時刻を記入してください。
 - ◆ 牛乳小売業(宅配専門)、新聞小売業(宅配専門)は、記入する必要はありません。
 - ◆ 通信販売、インターネット販売については従業者の勤務時間、訪問販売については販売員などの出店・帰店時刻とします。
 - ◆ この事業所が管理している自動販売機の稼働時間を営業時間とせず、この事業所の営業時間を記入してください。

備考

備考
・令和2年4月から5月までコロナウィルス対応のため営業時間短縮

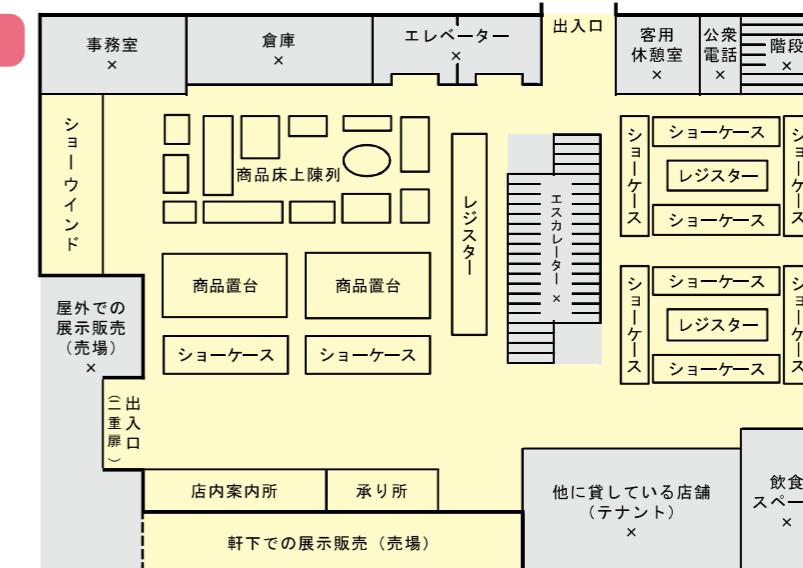
- 令和2年に、事業活動について通常と異なることがあれば記入してください。

記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

12 売場面積

- ◆ 商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積を記入してください。敷地面積ではありません。
 - ◆ 自動車等の移動店舗の場合は、荷台等の商品を陳列している場所を売場面積とします。
 - ◆ 以下の事業所は、「0」と記入してください。
ガソリンスタンド、自動車小売業(新車・中古車)、牛乳小売業(宅配専門)、新聞小売業(宅配専門)、畳小売業、建具小売業、店頭販売を行っていない事業所(訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売、自動販売機のみによる販売)

売場図解



(注)売場図例の中の×印は、売場面積に含めないでください。

○売場面積に含めるもの

- 他から借りている店舗(テナント)及び売場
 - 建物に付属して柱を建てて、隣との境界を板囲い(衝立、植木)等で明確に仕切って、付属売場として拡張使用しているスペース

× 売場面積に含めないもの

- ×他に貸している店舗(テナント)及び売場
 - ×飲食スペース、屋外展示場、配送所、階段、エレベーター、エスカレーター、休憩室、事務室、倉庫等
 - ×商品を製造するための作業所(ただし、作業所と売場が分離できない場合は、便宜上売場に含む)
 - ×薬局の調剤室
 - ×住宅併用店舗における専ら生活のために使用している場所

14 店舖形態

- ◆ 該当する店舗形態がない場合は、○囲みする必要はありません。
 - ◆ **コンビニエンスストアとは**、飲食料品を中心に、セルフサービス方式により小売する事業所で、売場面積が小さく、24時間又は長時間営業を行う事業所をいいます。
 - ◆ **ドラッグストアとは**、医薬品、化粧品を中心にセルフサービス方式により小売する事業所で、「一般用医薬品(医師の処方箋を必要としないもの)」を販売している事業所をいいます。ドラッグストアには、調剤薬局を併設をしている場合も含めます。
 - ◆ **ホームセンターとは**、家庭用品、園芸用品、電気機械器具、家具・収納用品、建築材料などの住関連商品を総合的、系統的に品揃えし、セルフサービス方式により小売りする事業所で、「金物」、「荒物」、「苗・種子」のいずれかを扱っている事業所をいいます。

[19] 事業所調査票（建設業、サービス業） 第1面

※ [19]事業所調査票 第1面(⑤欄及び⑧欄を除く)の記入のしかたについては、26~31ページ「[15]~[20]事業所調査票 第1面」を参照してください。

記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

⑤ この事業所の主な事業の内容		『調査票の記入のしかた』を参照して、できるだけ詳しく記入してください。 ※ 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。	
(1) 主な事業の内容	(2) 生産品、取扱商品又は営業種目		
・この事業所で行っている事業のうち過去1年間の収入額又は販売額の 最も多い事業について、その事業の内容を具体的に記入してください。			
ホテル	①	宿泊	
	②	レストラン	
	③	会議室の賃貸	
(3) 事業の業態	上記(1)の主な事業の内容について、『調査票の記入のしかた』 [19]-2ページに掲載されている「業態コード」を記入してください。		

⑤ この事業所の主な事業の内容

- ◆ 「(1)主な事業の内容」の記入にあたっては、6~9ページの記入例を参考にできるだけ詳しく記入してください。
- 複数の事業を行っている場合は、令和2年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額が最も多い事業を記入してください。
- 商品の販売、賃貸等を行っている場合は、主に何を販売しているか、又は何を賃貸しているかがわかるように記入してください。
- ◆ 「(2)生産品、取扱商品又は営業種目」には、「(1)主な事業の内容」について、具体的な生産品、取扱商品、サービスの営業内容などを売上(収入)金額の多いものから3項目記入してください。(記入例は6~9ページを参照してください。)
- ◆ 「(3)事業の業態」には、「(1)主な事業の内容」について、業態コードを記入してください。(業態コードは[19]-2ページを参照してください。)

⑧ 相手先別収入割合		収入を得た相手先	①個人 (一般消費者)	②個人以外	合計
		収入額割合 (%)	90	10	100

⑧ 相手先別収入割合

- ◆ ⑦欄「事業所の売上(収入)金額」を100%とした割合(小数点以下四捨五入)で記入してください。
- ①個人(一般消費者)
 - 一般消費者から得た収入について記入してください。個人の事業者・事務所から得た収入は含めません。
 - 農林漁家から一般消費者として得た収入はここに含めます。ただし、農業機械の賃貸収入など農林漁家の事業に対するサービスは「②個人以外」に含めます。
 - クリーニング、デジタル画像のプリント又は写真(現像・焼付・引伸)などの取次業については「②個人以外」に含めます。
 - 旅行業者から支払われた宿泊費などは「②個人以外」に含めます。
- ②個人以外
 - 民間の企業・団体や国、地方公共団体などの事業所との取引など、一般消費者から得た収入以外について記入してください。
 - 自社名義で取引を行った国際取引による収入を含みます。
 - 本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引を含みます。

業態コードについて

業態コードの記入に当たっては、下表の「事業内容」を確認し、主な事業の内容に該当する業態コードを必ず2桁で記入してください。

産業	業態コード	事業内容
農業、林業<動植物を飼育、栽培する事業、林木を育成、陸生動植物を採取する事業>	01	○庭作り ○花壇の手入れ ○養豚業 ○昆虫類飼育業 ○鳥獣の捕獲 ○昆蟲類の採捕 など ×運動場や公園などの土木事業を伴う造成 ⇒ 「建設業 04 又は 06」
漁業<水産動植物を採取、採捕する事業>	02	○漁業事業所からの請負で行う網の設置又は養殖場での餌まき など
鉱業、採石業、砂利採取業<鉱物の掘採、採石、砂利を採取する事業>	03	○鉱物を探査するための地質調査 ○開坑、掘さく、排土などの鉱山開発作業 など ×鉱物以外の地質調査 ⇒ 「学術研究、専門・技術サービス業 17」
建設業<建設工事を行う事業>	04	○土木工事の施工額が、施工額全体の80%以上
	05	○建築工事の施工額が、施工額全体の80%以上
	06	○土木工事と建築工事の施工額がいずれも施工額全体の80%未満
製造業<製品を製造し、卸売・小売業者に販売する事業>	07	○製造して出荷又は卸売 ○製造して通信販売・インターネット販売等で小売 ×製造して、その場所で消費者に小売 ⇒ 「小売業 13」
	08	○他の業者から支給された原材料により製造・加工
電気・ガス・熱供給・水道業<各資源エネルギーの供給を行う事業>	09	○自家発電による電力販売 など ×電気製品、灯油、プロパンガスなどの小売 ⇒ 「小売業 13」
情報通信業<情報の伝達、処理、提供などを行う事業>	10	○ソフトウェア業 ○映画・ビデオ・テレビ番組制作業 ○新聞社 ○出版社 ○広告制作業(印刷物に係る広告制作) など ×新聞・書籍等の印刷のみを行う事業 ⇒ 「製造業 07 又は 08」 ×広告代理店 ⇒ 「学術研究、専門・技術サービス業 17」
運輸業、郵便業<旅客や貨物の運送を行う事業、郵便物又は信書郵便物を送達する事業>	11	○倉庫業(物品を保管することを業とする) ○運輸に附帯するサービス業(こん包、運送業務の代理など) など ×自家用倉庫 ⇒ その倉庫を管理する事業所の産業
卸売業<購入した商品を別の業者に販売する事業>	12	○主として業務用に使用される商品を販売(事務用機械器具・家具・建築材料などを販売) ○手数料を得て、他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立 ○主として他企業の事業所(↑請け先も含む)で生産・加工した物品を卸売 など
小売業<商品を個人や家庭に販売する事業>	13	○製造して店舗で小売 ○調理済みの料理品を小売 ○ほかの事業所から仕入れた商品を店舗又は自動車等の移動販売により小売 など
	14	○仕入れた商品を店舗を持たずに通信販売・インターネット販売・訪問販売で小売 など ×自ら製造したものを店舗によらず、インターネット等を用いて販売 ⇒ 「製造業 07」
金融業、保険業<資金の融通を行う事業や保険・共済を取り扱う事業>	15	○銀行 ○質屋 ○貸金業 ○生命保険業 ○保険媒介代理業 など
不動産業、物品賃貸業<土地、建物の売買・賃貸・管理を行う事業、物品を賃貸する事業>	16	○不動産の取引の代理・仲介 ○貸家業 ○駐車場業 など
学術研究、専門・技術サービス業<学術的研究、専門的な知識・技術を提供する事業>	17	○法律事務所 ○公認会計士事務所 ○社会保険労務士事務所 ○デザイン業 ○獣医業 ○建築設計業 ○機械設計業 ○写真業 ○広告代理業 ○経営コンサルタント業 など ×広告制作業(印刷物に係る広告制作) ⇒ 「情報通信業 10」 ×写真現像・焼付業 ⇒ 「生活関連サービス、娯楽業 19」
宿泊業、飲食サービス業<宿泊場所を提供する事業、客の注文に応じ調理した飲食料品をその場所で飲食又は持ち帰りや配達により提供する事業>	18	○下宿屋、保養所 ○食堂 ○持ち帰り弁当屋 ○病院給食 ○施設給食 ○ケータリングサービス など
生活関連サービス、娯楽業	19	○クリーニング業 ○リネンサプライ業 ○理・美容業 ○浴場業 ○旅行業 ○冠婚葬祭業 ○フィットネスクラブ ○ゴルフ練習場 ○マージャンクラブ ○カラオケボックス ○駐輪場業 ○物品預り業 など
教育、学習支援業<学校教育や教養・技能などを教授する事業>	20	○幼稚園 ○音楽教室 ○書道教室 ○生花教室 ○茶道教室 ○外国語会話教室 ○スポーツ教室 ○料理教室 など ×保育所 ⇒ 「医療、福祉 21」
医療、福祉<医療や社会福祉に関するサービスを提供する事業>	21	○あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所 ○歯科技工所 ○保育所 など ×調剤薬局 ⇒ 「小売業 13」 ×獣医業 ⇒ 「学術研究、専門・技術サービス業 17」
その他のサービス業<他に当てはまらない営利事業、政治・経済・文化・宗教団体など>	22	○ごみ収集運搬業 ○ごみ処分業 ○浄化槽保守点検業 ○自動車整備業 ○機械修理業 ○電気機械器具修理業 ○表具業 ○家具・時計・履物修理業 ○設備保守・点検業 ○職業紹介・労働者派遣業 ○ポスティング業、サンプル配布業 ○ビルなどの建物の清掃、保守、機器の運転 ○経済団体(実業団体、商工会議所など) ○労働団体(労働組合、職員組合など) ○学術・文化団体 など

⑨ 特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等

以下の「サービス業務」を主な業務として営んでいる場合は、該当する区分の「件数・利用者数等」欄に記入してください。
区分の①～⑥は、令和2年1月から12月までの1年間の件数等を記入してください。

サービス業務	区分	件数・利用者数等
冠 婚 葬 祭 業 <small>葬儀業、結婚式場業、冠婚葬祭互助会</small>	① 結婚式・披露宴の年間取扱件数	件
	② 葬儀の年間取扱件数	件
映 画 館	③ 年間入場者数	人
	④ 年間公開本数	本
興 行 場、興 行 団 <small>劇場、興行場、劇団、楽団、舞蹈団、演芸・プロスポーツの興行など</small>	⑤ 年間入場者数	人
スポーツ施設提供業 <small>スポーツ施設(興行目的以外)、体育館、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、テニス場、バッティング・テニス練習場、フィットネスクラブなど</small>	⑥ 年間施設利用者数	人
学 習 塾	⑦ 受講生数(在籍者数) <small>※令和2年12月31日現在</small>	人
	⑧ 受講生数(会員数) <small>※令和2年12月31日現在</small>	人
教養・技能教授業 <small>音楽、書道、生花・茶道、そろばん、外国語会話、スポーツ・健康などの教授業</small>		

⑨ 特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等

◆ ①～⑥までは、令和2年1月から12月までの1年間について記入してください。

① 結婚式・披露宴の年間取扱件数

結婚式(挙式)と披露宴を連続して行った場合は併せて1件としてください。

「挙式のみの件数」、「披露宴のみの件数」及び「挙式と披露宴を併せて行った件数」の合計を記入してください。

② 葬儀の年間取扱件数

葬儀一式を1件とします。

③ 映画館の年間入場者数

有料入場者数を記入してください。試写会等の無料上映のもの及び映画館を賃貸して他の者が主催した興行(イベント等)の入場者数は含めません。

④ 映画館の年間公開本数

上映した映画のタイトル数を記入してください。上映回数ではありません。2本立て上映の場合は、それぞれを1本として記入してください。

⑤ 興行場、興行団の年間入場者数

主催した興行の有料入場者数を記入してください。無料の入場者及び興行場を賃貸して他の者が主催した興行の入場者数は含めません。

⑥ スポーツ施設提供業の年間施設利用者数

有料利用者数を記入してください。団体が利用した場合は、申し込みの際の利用者数を記入してください。

⑦ 学習塾の受講生数(在籍者数)

令和2年12月31日現在で、在籍(入会)している受講生数を記入してください。冬期特別コースのみを受講している受講生も含めます。

⑧ 教養・技能教授業の受講生数(会員数)

令和2年12月31日現在で、会員となっている受講生数を記入してください。

[20] 事業所調査票（政治団体、宗教） 第1面

※ [20]事業所調査票 第1面(⑤欄を除く)の記入のしかたについては、26~31ページ『[15]~[20]事業所調査票 第1面』を参照してください。

記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

⑤ 政治団体、宗教の種類

- 囲みの印字が無い場合は、右表の中から、該当する番号を選択し、○で囲んでください。

政治団体	① 政治団体
	② 神道系宗教
	③ 仏教系宗教
	④ キリスト教系宗教
宗教	⑤ その他の宗教

⑤ 政治団体、宗教の種類

- ◆ 該当する番号を1つ○で囲んでください。

よくあるご質問

問1 調査日(令和3年6月1日)に営業していない場合や、季節的に営業しているため調査日に従業者がいない場合は対象となるのか。

答) 調査日に営業していない場合でも、専従の従業者や管理者がいる場合は調査の対象となります。

問2 調査期間中に合併や分割、または一部の事業を経営譲渡した場合はどのように記入すればよいか。

答) 合併・分割・経営譲渡をされた場合には、該当する企業調査票もしくは事業所調査票の備考欄に、合併等の時期、相手方の法人名や事業再編の種類(合併、分割など)などできるだけ詳しく記入してください。

記入例:令和3年4月1日／株式会社△○(〒111-0000 東京都○○区△△1丁目13-2／03-XXXX-XXXX)に(を)吸収合併

問3 非常勤の役員、また、産休、育休、療養中の人には従業者に含めるのか。

答) 常勤、非常勤の別、休業中は問わず、給与を支払っている場合は従業者に含めます(非常勤の役員は「有給役員」に含めてください)。

問4 事業所間で従業者が行き来している場合や、その時々で出勤する事業所が異なる従業者はどのように扱うか。また、業務請負で来ている場合の従業者はどのように扱うか。

答) 給与を支払っている事業所の従業者となります。

問5 有期雇用者の雇用期間が1ヶ月以上か未満かの基準月日は、いつを基準にして1ヶ月とするのか。

答) 6月1日現在で雇用している者について、雇用契約期間が1ヶ月以上か未満かをご判断ください。

問6 消費税の税込み・税抜き記入について、企業調査票は記入欄があるが、事業所調査票はどうすればいいか。

答) 同一企業の調査票は、税の扱いを統一したいため、個々の事業所毎には記入欄を設けていません。企業調査票で選択した方法ですべての調査票を記入してください。

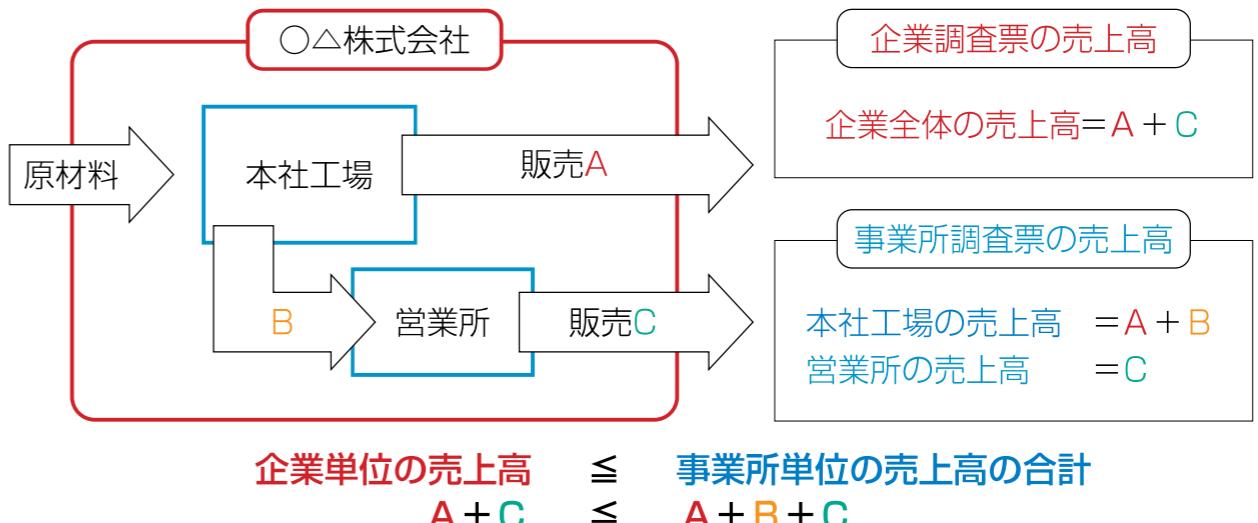
問7 社内の管理、支援業務を行っていて事業所としての売上がない場合は、事業所調査票はどう記入するのか。

答) 管理・補助的業務のみで売上がない事業所は、売上(収入)金額欄には「0」と記入してください。

問8 企業調査票の売上(収入)金額と事業所調査票の売上(収入)金額の合計が社内取引等の関係で合致しない場合はどうすればいいか。

答) 企業調査票の売上と事業所調査票の売上の合計が、社内取引等の関係で合致しない場合は、企業調査票の備考欄にその旨を記載してください。

<参考> 企業の売上高と事業所の売上高



問9 企業調査票の「企業全体の売上」欄の②費用総額と③～⑧の合計は一致しなくてもよいか。

答) 「企業全体の売上」欄の③～⑧は主な費用項目なので、その合計と②費用総額とは必ずしも一致しません。また、金融業、保険業以外の場合には、支払利息等は営業外費用に該当するため、②費用総額には含めません。

問10 企業調査票の売上(収入)金額などは連結ベースで記入するのか、単体ベースで記入するのか。

答) グループ会社は別企業として調査しますので、企業単体ベースの金額で記入してください。

MEMO

MEMO